

第6次飯田市男女共同参画計画

(計画期間 2018 年度 (平成 30 年度) から 2022 年度まで)

「ともに生きる いいだプラン」



2018 年 (平成 30 年) 2 月

飯 田 市

目 次

第1章 計画の概要.....	4
1 趣旨.....	5
2 計画の目的.....	6
3 計画の期間.....	6
4 計画の位置づけ.....	6
5 基本理念.....	7
6 基本課題.....	7
7 計画の体系と重点.....	9
第6次飯田市男女共同参画計画体系.....	12
第2章 計画の詳細.....	14
基本課題 I 男女がともに参画するための意識づくり.....	15
具体的課題 1 男女共同参画についての意識啓発と学習の推進.....	19
(1) 家庭や地域、職場での学習機会の提供.....	19
(2) 保育所、認定こども園、学校での人権教育の推進.....	19
(3) 意識改革のための啓発.....	20
(4) 人権の尊重についての啓発.....	20
具体的課題 2 男性にとっての男女共同参画の推進.....	20
(5) 家庭、地域、職場における慣習やしきたりの見直し.....	21
(6) 男性の家事・育児・介護への参画の促進.....	21
具体的課題 3 国際理解と多文化共生の推進.....	21
(7) 国際社会の動向の把握.....	22
(8) 多文化共生社会の理解促進.....	22
基本課題 II 男女ともに参画できる社会環境づくり.....	23
具体的課題 4 政策・方向決定の場への女性の参画の拡大.....	28
(9) 地域活動への女性参画の促進.....	28
(10) 各種審議会等委員への女性の参画の促進.....	28
(11) 女性リーダー等の育成.....	29
具体的課題 5 働く場での男女共同参画の推進.....	29
(12) 経済的基盤の確立.....	29
(13) 女性の起業への支援.....	30
(14) 自営業や農業などにおける女性参画の促進.....	30
(15) 雇用における均等な機会の確保と職場における女性の登用の促進.....	30
具体的課題 6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進.....	31
(16) 男女がともに働きやすい職場環境の整備.....	31
(17) 仕事と生活の両立支援.....	32
具体的課題 7 仕事と子育て・介護の両立できる環境整備.....	32
(18) 仕事と子育ての両立支援.....	32
(19) 子育て相談・子育て支援の推進.....	33

(20) 子どもの発達と親子の健康確保及び増進.....	33
(21) 子どもが健やかに成長するための環境整備.....	33
(22) 仕事と介護の両立支援.....	34
(23) 介護を支援するための環境整備.....	34
基本課題 III 安全・安心な社会づくり.....	35
具体的課題 8 地域・防災分野における男女共同参画の推進.....	36
(9) 地域活動への女性参画の促進.....	37
(24) 防災等での男女共同参画の推進.....	37
具体的課題 9 男女間のあらゆる暴力の根絶.....	37
(25) 相談体制の充実.....	37
(26) 配偶者等からの暴力防止及び被害者保護と自立支援.....	38
(27) セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止と対策の推進.....	38
具体的課題 10 困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境の整備.....	39
(28) ひとり親家庭の自立支援.....	39
(29) 障害者・高齢者福祉の推進.....	39
具体的課題 11 生涯を通じた男女の健康づくりの促進.....	40
(30) 男女の健康に対する理解.....	40
(31) 女性のライフステージに応じた健康支援.....	40
(32) 性と生殖に関する正しい理解.....	40
基本課題 IV 男女共同参画推進体制の充実.....	42
具体的課題 12 男女共同参画推進体制の充実.....	43
(33) 推進体制の充実.....	43
(34) 男女共同参画計画の進捗管理と公表.....	43
(35) 「市民のつどい」への協力.....	43
(36) 各種調査と研究の推進.....	44
(37) 研修等の推進.....	43
計画の進捗状況評価指標.....	45
第3章 資料.....	46
飯田市男女共同参画推進条例.....	47
用語の解説.....	52

第1章 計画の概要

男女が互いに協力して、「自立した生き方」「幸福とを感じる社会」へ

1 趣旨

(1) 国の最重要課題「男女共同参画」

国連で1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とし、翌年以降10年間を「国連婦人の年」と定め、世界各国で性差別撤廃に向けた取り組みが行われました。

日本では1979年（昭和54年）の国連総会で採択された「女子差別撤廃条約※」を昭和60年に批准し、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定、男女共同参画会議の設置等、男女共同参画基本計画に基づく取り組みがなされています。

国は、「女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み人口減少社会に突入した我が国にとって、社会の多様性と活力を高めるために全体で取り組むべき最重要課題である。」としています。

さらに、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律※」が成立し、自らの希望により働き、または働こうとする全ての女性の職業生活での活躍推進、仕事と家庭生活の両立を、社会全体で目指すとしています。

飯田市が平成28年8月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という）によると、男性が優位と回答した人は、職場では51.5%、地域では52.8%となっており、依然として、性別によって役割を固定的にとらえる意識やそれに基づく社会慣行が存在していることが分かります。

飯田市においても、少子高齢化による労働力人口の減少が懸念される中、様々な分野で女性のさらなる社会参画が期待されており、男女共同参画社会の実現が最重要課題となっています。

(2) 取組の成果を第6次男女共同参画計画へ

飯田市においては、平成4年に第1次飯田市女性行動計画「信州いいだ女性プラン」（平成5年度～10年度）を策定しています。

その後、国・県の男女共同参画計画との整合を図り、女性行動計画は男女共同参画計画と名称を変え、第3次飯田市男女共同参画計画「ともに歩む21いいだプラン」（平成15年度～19年度）を策定し、その大きな成果として、「飯田市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という）」が平成18年4月から施行されました。

第4次飯田市男女共同参画計画（平成20年度～24年度）では「働きやすい職場環境の整備及び仕事と家庭の両立支援」と「各種審議会等委員及び地域自治組織への女性参画促進」を重点として取り組み、ワーク・ライフ・バランス※の実践支援や、平成23年度には、男女共同参画に関する取組を積極的に行っているとしてまちづくり委員会を表彰しました。

第5次飯田市男女共同参画計画（平成25年度～29年度）では「地域をはじめとした多様な主体による社会活動での男女共同参画の推進」と「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」を重点として取り組み、男女共同参画に関する認知度の上昇がみられ、男女共同参画事業者等として累計で10事業所、5団体を表彰するこ

とができました。

これらの成果と課題を基に、『第6次飯田市男女共同参画計画（以下、「本計画」という）』を策定し、引き続き男女共同参画社会実現に取り組みます。

(3) 『**男女が互いに協力して、「自立した生き方」「幸福とを感じる社会」へ**』

飯田市では、飯田市自治基本条例（平成18年9月21日条例第40号 以下、「自治基本条例」という）及び第5次飯田市基本構想後期基本計画（平成24年度～平成28年度）に基づく第5次飯田市男女共同参画計画で、「**飯田市市民憲章**（昭和52年7月5日公告第32号）」の行動目標を基にして「たがいに励ましあい、男女が手を取りあって楽しく活きる飯田へ」をキャッチフレーズに、男女が社会のあらゆる分野において「主体的に共働^{きょうどう}する男女共同参画社会」をめざし進めてきました。

そこで、本計画ではさらにこうした考え方を進めて、『男女が互いに協力して、「自立した生き方」「幸福とを感じる社会」へ』をキャッチフレーズに、男女が社会のあらゆる分野において「共働^{きょうどう}を習慣化し、男女共同参画社会の実現」をめざします。

また、「いいだ未来デザイン2028」に掲げられた「合言葉はムトス 誰もが主役 飯田未来舞台」にふさわしく、男女を問わず誰もが自主自立の精神を基に、いきいきと「**くらし豊かなまち**」をつくっていくためには、男女共同参画の推進が欠かせません。

そして、リニア将来ビジョン[※]に示された「**小さな世界都市**」の実現のためにも、男女共同参画を推進しなければなりません。

2 計画の目的

条例の目的と同じく、男女共同参画社会の実現をめざします。

3 計画の期間

本計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2022年度までの5か年とします。

4 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条の規定に基づくもので、「飯田市男女共同参画推進条例」（平成17年12月26日条例第126号以下、条例という）第11条に定める「男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」であり、市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう、飯田市男女共同参画推進委員会の意見を聴いて策定します。
- (2) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等に関する法律」に定める市町村基本計画を包含しています。
- (3) 本計画は、いいだ未来デザイン2028の、基本目標9「個性を尊重し、多様な価値観を認め合

いながら、交流する」のうち、戦略計画「誰もが安心して地域で活躍できる、ひと・まちづくり」に沿うものです。これは、外国籍を含むすべての市民が互いに認め合い尊重される社会づくりを目的としており、その中の男女共同参画を、主に人権尊重と共に生きる人づくりの観点で捉えて、本計画との整合性を図り策定します。

- (4) 本計画は、「飯田市自治基本条例」(平成18年9月21日条例第40号)の趣旨を尊重して、この条例の定める事項との整合性を図り策定します。

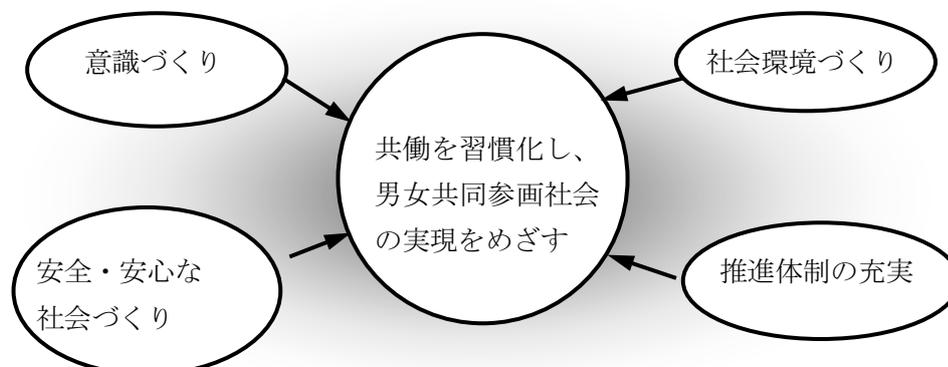
5 基本理念

本計画は、条例第3条に規定している基本理念に基づきます。

- (1) 男女の人権尊重
- (2) 性別による固定的役割分担意識の解消
- (3) 政策立案・方針決定の場への共同参画と責任の負担
- (4) 家庭生活とその他の社会生活の両立
- (5) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 教育や学習の場における配慮
- (7) 国際社会の取り組みとの協調

6 基本課題

本計画では、第5次飯田市男女共同参画計画の成果を検証し、その評価を確認する中で、基本課題を、「Ⅰ 男女がともに参画するための意識づくり」、「Ⅱ 男女がともに参画できる社会環境づくり」、「Ⅲ 安全・安心な社会づくり」、「Ⅳ 男女共同参画推進体制の充実」の4つの観点で整理しました。



I 男女がともに参画するための意識づくり

女性の社会活動を疎外する要因として、“固定的性別役割分担意識※”に基づく慣習やしきたりと、それにとらわれている社会環境が挙げられます。男女共同参画の推進は、固定的観念にとらわれない「意識づくり」が全ての基本です。

人権の尊重や男女共同参画について、家庭、地域、学校、職場などで啓発を図ることが重要です。女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人住民など多岐にわたる人権尊重の「意識づくり」が求められています。

特に、高度成長時代を通じて形成されてきた“固定的性別役割分担意識※”が、男性に多く残っていること課題とし、意識改革により男性も生きやすい社会を目指します。

また、「小さな世界都市」※を将来像として掲げる飯田市では、人権の尊重を念頭に、国際理解の推進と多文化共生社会の実現に努めなければなりません。

II 男女がともに参画できる社会環境づくり

人口の半分が女性であるのに、地域社会や行政、教育など各分野での組織の方向を決定する役職への登用はいまだ低い状況があります。女性の意見を反映させる仕組みや、女性が参加しやすい組織作り、また女性のリーダーの育成が求められています。

少子高齢化が進む中、女性の就業率が年々増加してきていますが、働く環境は依然として男性中心の面も見られます。男女とも働きやすく、雇用や役職登用において女性が能力を発揮しやすい環境が求められています。

子どもを生き育てやすい社会や、介護が必要となっても安心して暮らせる社会は、誰もが望むことです。社会全体で子育てや介護を支援していく必要があります。情報の提供や多様な働き方に対する両立支援などで、地域、職場などにおける男女共同参画を一層推進していくことが求められています。

また、個人の生活設計においては、一人ひとりが協力して支えあい、男女が共働※して家事、育児、介護等を担えるよう、日々の暮らしの中で習慣化していくような取り組みを進め、仕事と生活の調和を図り、男女共同参画で自らの役目を果たすことが求められています。

III 安全・安心な社会づくり

地域の中で女性が果たしてきている役割は大きいものがあります。女性が地域の様々な分野で活動を広めていくことが、だれもが住みやすい安全安心のまちづくりにつながります。

災害時には、平常時での社会の課題が一層きわだつため、日ごろからの男女共同参画社会の推進が重要です。女性と男性では災害から受ける影響に違いがあり、事前の備えや避難所運営に配慮が必要です。そして、男女が力を合わせて防災・復興に取り組むことが求められています。

また、男女共同参画社会は、男女が話し合いによって円滑な意思疎通を図り、互

いに人権を尊重して、男女間のあらゆる暴力をなくすことで実現されます。

ひとり親家庭や障がいがあること、高齢独居などにより困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境が求められています。

そして、個人が生涯にわたって主体的に健康を維持する上でも、男女が各々の健康おのおのに対する理解を深め、互いをいたわる心を養い、男女の身体的ちがいを認めることが大切です。

IV 男女共同参画推進体制の充実

男女共同参画計画をより実効性のあるものとするためには、計画の進捗管理を着実に
行う必要があります。毎年進捗状況の公表を行い、飯田市男女共同参画推進委員会によ
り進行管理をします。

市民が実行委員会を立ち上げて開催する「市民のつどい」は、男女共同参画の推進を
目的に行なわれ、回を重ねるごとに市民に親しまれ定着してきています。男女共同参画
社会の実現のため、「市民のつどい」など男女共同参画意識を高める事業の充実が期待さ
れています。

男女共同参画社会の形成のためには、市民、事業者及び教育関係者と協働し、国、県
その他の地方公共団体と連携により事業を進めていく必要があります。また、適時の情
報提供などに努め、研修の機会提供も必要となります。

7 計画の体系と重点

(1) 「計画の体系」

「本計画の体系」は、12 ページから 13 ページのとおりです。“基本課題”の4項目を、
さらに12項目の“具体的課題”に細分化し、それぞれの“課題解決の方向”を37項目
として示しました。

本計画の詳細では、“課題解決の方向”をわかりやすくするために“具体行動”、“取組
内容”及び“担当課”として示してあります。

(2) “具体的課題”

本計画の“具体的課題”については、平成28年8月に「市民意識調査」と「企業実態
調査」を行い、現状把握とともに市民や企業からの意見の反映に努めました。

その中で、「男女共同参画社会」に対する認識が高まっている中で、男女間での意識の
違いが見られました。男女共同参画社会を推進していくには、男性の意識改革と、男性
が家事・育児・介護に参画しやすくするため、働き方の見直しも求められていることが
わかりました。このことから、「2男性にとっての男女共同参画の推進」を具体的課題
に位置付けました。

また、共働きが多くなってきた中でも、依然として子育てや介護について女性への依
存度が高いことがわかりました。男女共同参画推進のため行政に求められていることと

しても子育てや介護の支援策という意見が多いこともあり、「7 仕事と子育て・介護の両立支援できる環境整備」を具体的課題に位置付けました。

一方、審議会・委員会への女性の参画状況については、この5年間微減傾向が続いていることから、「4 政策・方向決定過程への女性の参画拡大」を具体的課題に位置付けました。

加えて、男女共同参画基本法第14条第3項の規定により、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び長野県の「第4次長野県男女共同参画計画」との整合を勘案して、東日本大震災以降求められている「8 地域・防災分野における男女共同参画の推進」と、ひとり親家庭の増加や子供の貧困問題などに対応するように「10 困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境の整備」を具体的課題に位置付けました。

(3) 本計画の重点とする“具体的課題”2項目について

ア “具体的課題”「2 男性にとっての男女共同参画の推進」

(ア) 男女共同参画に対しての認識が高まっている中で、男女の意識に違いがあり、働く場や地域社会運営の考え方については、男性中心の従来の慣行が依然として根強く、女性が活躍しにくい状況があるとみられます。

(イ) 長時間労働を前提とした男性の働き方が依然として根付いており、男性が家事、育児、介護等への参画がしづらい状況が見られます。

(ウ) 男性が家事、育児、介護等を参画担う状況になった場合でも、周囲の理解が得られにくく、また男性が家事、育児、介護等のノウハウの習得の機会が少ない状況が見受けられます。

これらのことから、“具体的課題”「2 男性にとっての男女共同参画の推進」をこの計画の重点項目とし、“課題解決の方向”で、「(5) 家庭、地域、職場における慣習やしきたりの見直し」、「(6) 男性の家事・育児・介護への参画の促進」などに取り組むこととします。

イ “具体的課題”「6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」

(ア) 少子高齢化が進展し人口が減少する社会において、男女が仕事と家庭生活のバランスを考えながら多様で柔軟な働き方を選択できることが必要であること。

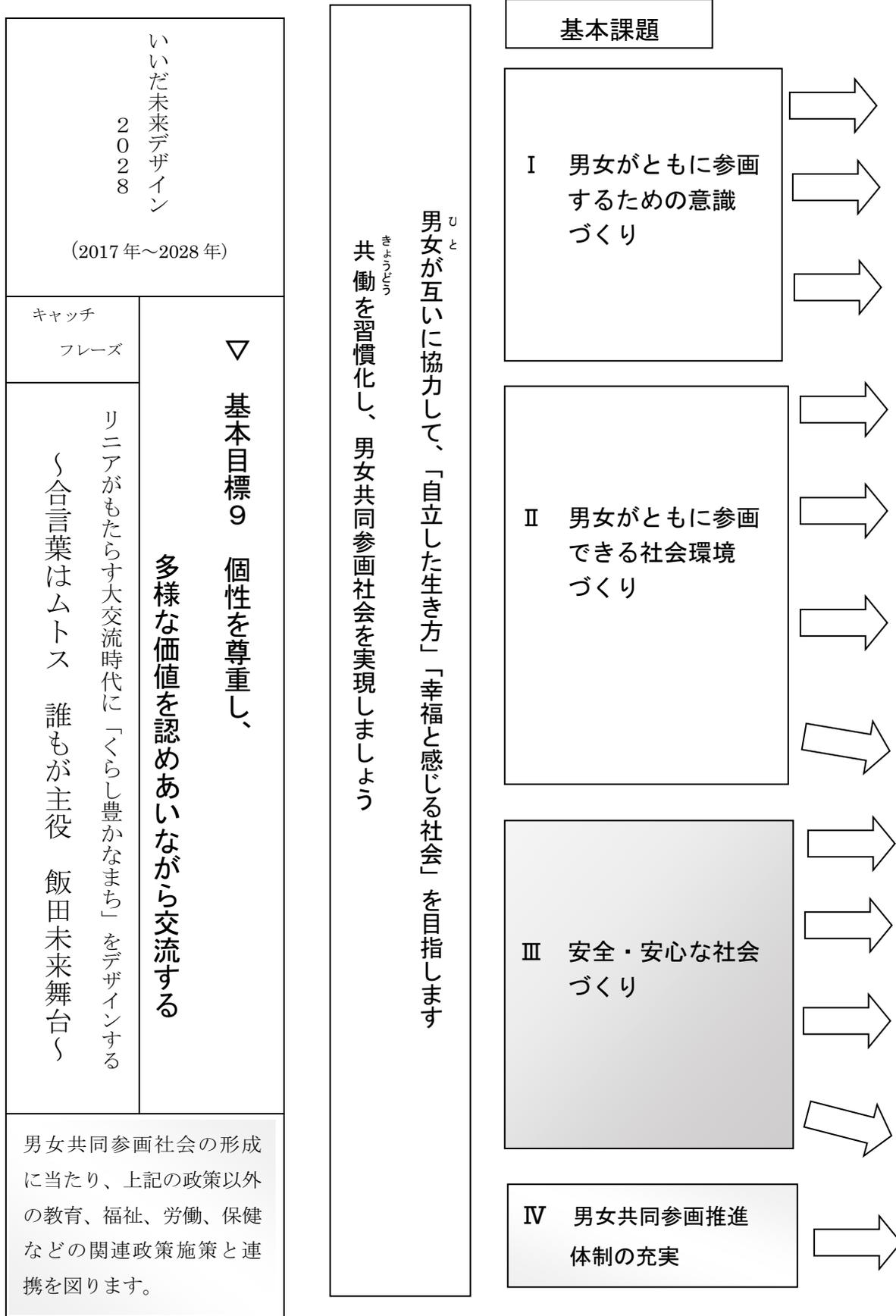
(イ) 地域産業も構造変革を求められる中、技術や知識を持った経験ある優秀な人材が離職しないよう、また雇用確保のために、「育児や介護を行いながら、働き続けていくことができる」地域づくりが求められていること。

(ウ) 第5次男女共同参画計画の重点事項であったが、引き続き社会環境づくりとして推進する必要があること。

このことから、“具体的課題”「6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」をこの計画の重点項目とし、“課題解決の方向”の「(16) 男女がともに働きやすい職場環境の整備」、「(17) 仕事と生活の両立支援」などに取り組むこととします。

第6次飯田市男女共同参画計画体系

(計画期間 2018年度(平成30年度)から2022年度まで)





第2章 計画の詳細

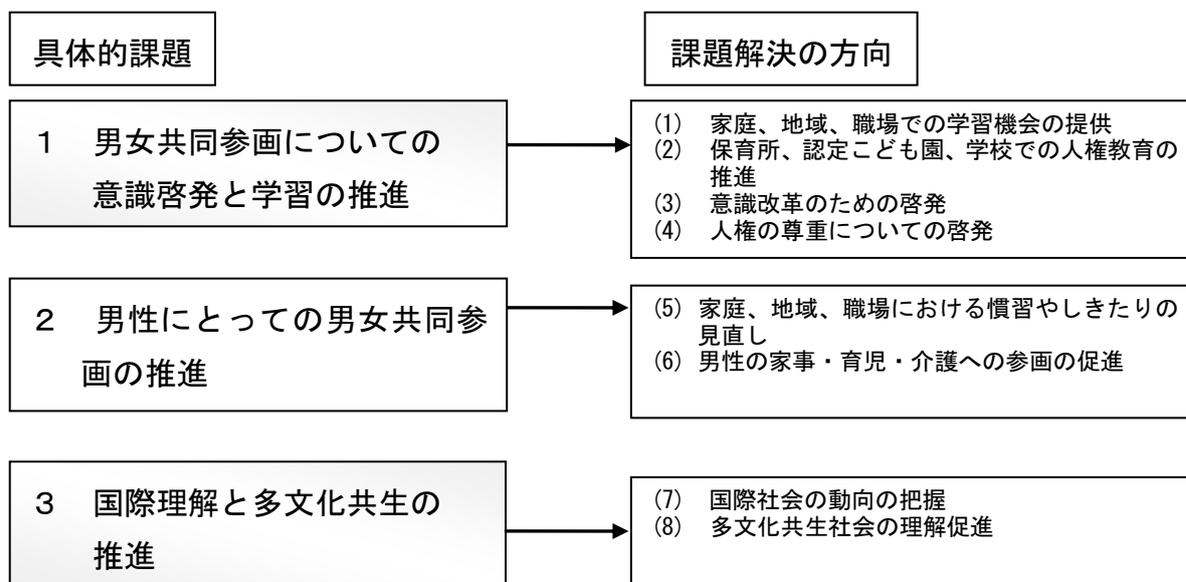
社会のあらゆる分野において、

きょうどう
共 動 を 習 慣 化 し、 男 女 参 画 社 会 の 実 現 を 目 指 そ う

基本課題Ⅰ 男女がともに参画するための意識づくり

男女共同参画の推進は、固定的観念にとらわれない「意識づくり」がすべての基本です。

男女共同参画に関する理解を深めることにより、男女の人権が尊重され、誰もが自分の個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の形成をめざします。



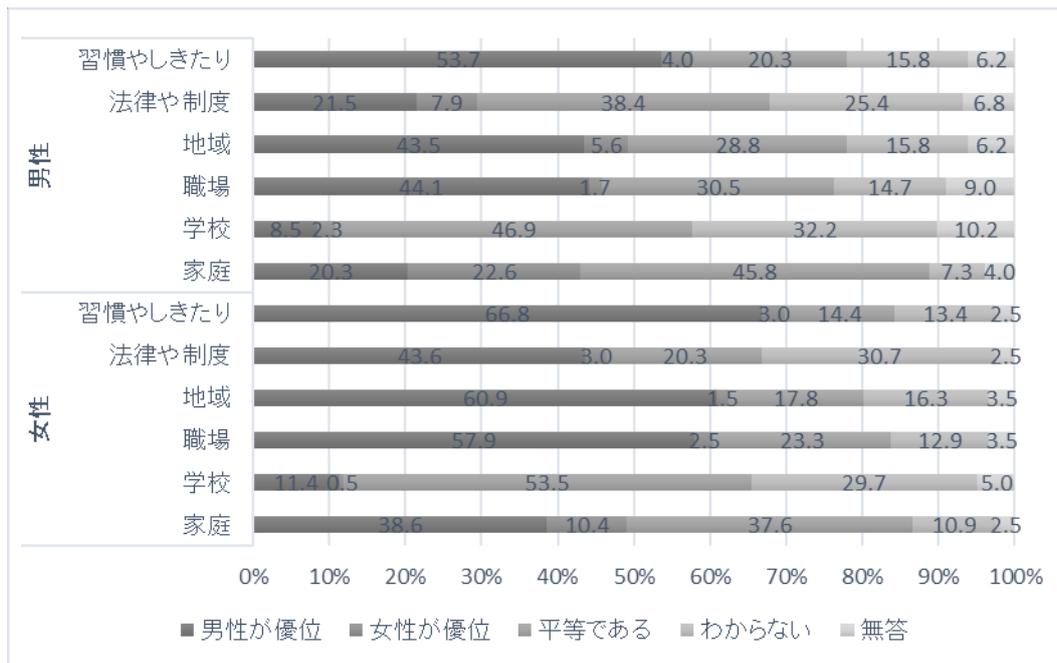
○ 現状と課題

男女平等意識について意識啓発が必要

平成28年8月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）によれば、職場、地域活動、法律や制度、習慣・しきたりでは男性優位と感じている人が多くなっています。学校、家庭で「平等である」と感じている人が多くなっていますが、5年前より全項目で低下しています。

また、女性のほうが、「男性が優位」と感じている人が多くなっています。

問 あなたは、次のような場面で男女の立場についてどのように感じていますか。

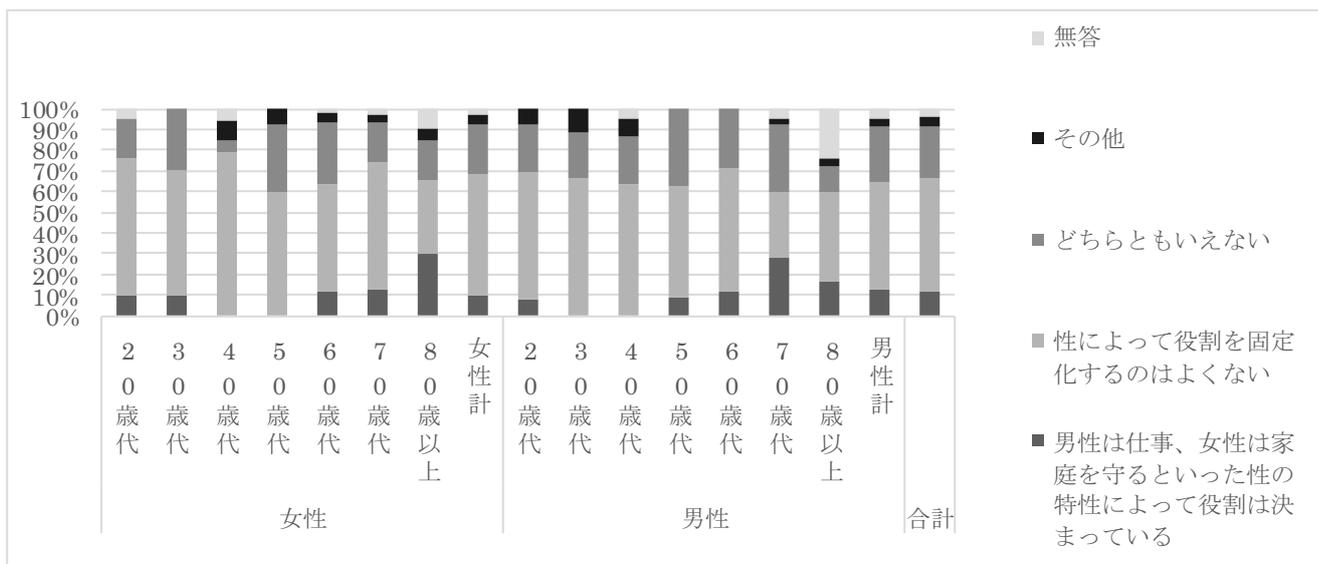


固定的役割分担についての意識

「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を固定する考え方についての設問に対して、「そうは思わない」が55.4パーセント、「どちらともいえない・その他」が29.5パーセント、「その通り」が11.1パーセントでした。

依然として、性別により役割を固定する意識があります。

問 あなたは、「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって役割を固定することについて、考え方が最も近いものはどれですか。

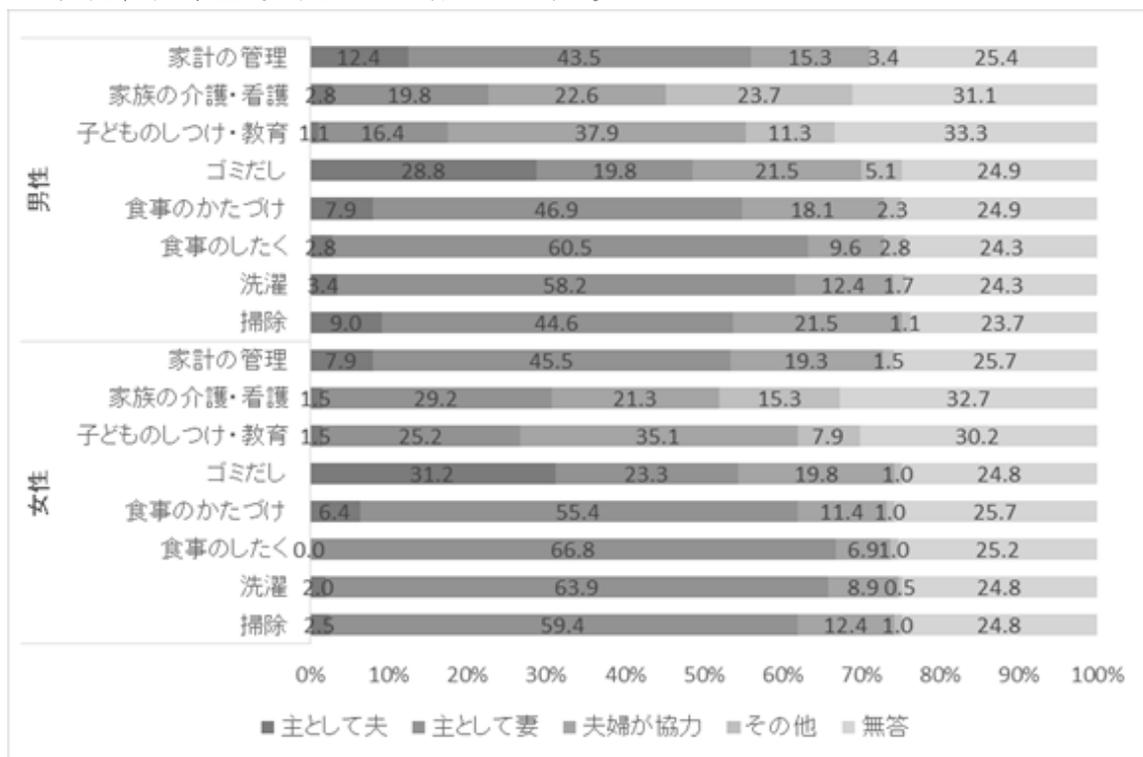


家庭での男女共同参画

市民意識調査で、家庭での役割分担について、「掃除」「洗濯」「食事の支度」「食事のかたづけ」「ゴミ出し」「子どものしつけ・教育」「家族の介護・看護」「家計の管理」について、「主として妻」「主として夫」「夫婦が協力」のいずれかという設問をしました。

「主として夫」が多かったのは「ゴミ出し」、「夫婦が協力」が多かったのは「子どものしつけ・教育」でしたが、他の項目では全て「主として妻」が多く、実際には固定的性役割分担意識※が根強く残っていることが見られます。

問 日常的な仕事は、主に夫婦どちらかが行っていますか。

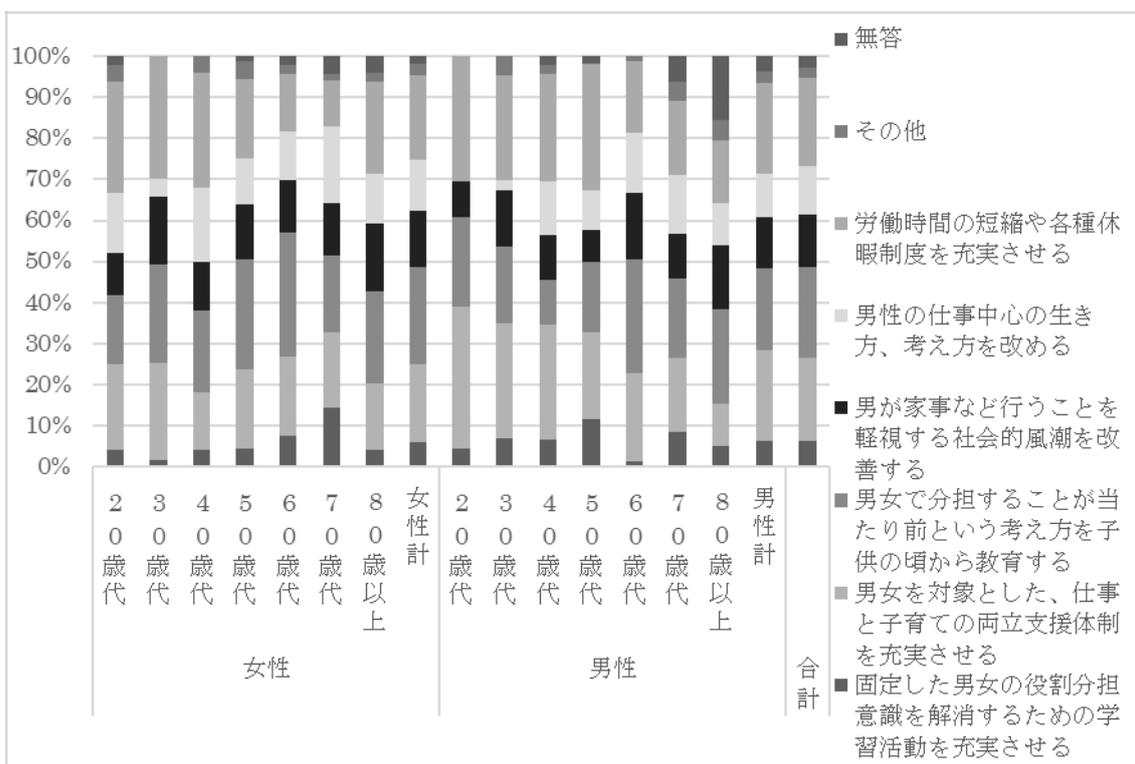


男性が家庭責任を果たすために必要な社会環境づくり

市民意識調査によれば、『男性の家事・育児・介護を進めるために何が必要か』という設問に対しては、各年代とも、「子どもの頃からの教育」「労働時間の短縮」「仕事と子育ての両立支援体制を充実」などを挙げています。

若年層では「仕事と子育ての両立支援体制の充実」の割合が高いのに対して、40歳以上では「労働時間の短縮」が最も高くなっています。

問 あなたは、男性が、家事や育児、介護などへの関わりを増やすためには、何が重要だと思いますか。



具体的課題 1 男女共同参画についての意識啓発と学習の推進

男女共同参画を推進するうえで重要な「人権の尊重」について、家庭、地域、職場での学習や保育所、認定こども園※、学校での人権教育を推進し、意識改革のための啓発を進めます。

○ 課題解決の方向・具体行動

(1) 家庭や地域、職場での学習機会の提供

男女共同参画を推進する上で、重要なことは「意識づくり」であり、その基本は家庭や地域、職場における学習です。そのための学習機会を提供します。

具体行動	取組内容	担当課
家庭や地域における学習機会の提供	地域の状況に応じて、男女共同参画に関する学習会、研修会、講演会等を実施します。	生涯学習・スポーツ課 公民館 ムトスまちづくり推進課
職場における学習機会の提供	各企業における職場学習や研修の取り組みを促進します。	産業振興課 工業課

(2) 保育所、認定こども園、学校での人権教育の推進

保育所・認定こども園※・小学校・中学校において、次代の男女共同参画社会の主役となる園児、児童生徒の男女平等意識を育成するため、男女共同参画教育を推進します。

また、保育所・認定こども園※・小学校・中学校では、保護者会やPTA 役員会等の活動を通じての啓発を行うとともに、職員の学習の機会を設け、条例の基本理念に沿った教育や指導が可能となるような環境とします。

具体行動	取組内容	担当課
児童生徒に対する男女共同参画教育	小学校での「総合的な学習の時間」や各教科での教育を推進します。	学校教育課
保護者に対する学習機会の提供	PTA 役員会等の活動を通じて啓発を行います。	学校教育課 子育て支援課
職員に対する学習機会の提供	各保育所、認定こども園※の職員を対象とした研修を行います。	子育て支援課

(3) 意識改革のための啓発

広報等の情報媒体、講演会や出前講座等のさまざまな機会を活用して、“人権尊重”、“男女共同参画意識”を啓発します。

また、男女間の暴力等を助長・連想させる表現等を撲滅するため、“人権侵害”及び“固定的性別役割分担意識※”に係わる公的広報の手引を周知し、不適切な表現がある場合は、改善を働きかけます。(情報の表示に関する留意 条例第10条)

具体行動	取組内容	担当課
広報等の情報媒体の活用による啓発	広報等の情報媒体を活用して、性別による差別をなくすための情報や男女共同参画についての情報等を適時的確に発信します。	男女共同参画課
男女平等の視点に立った広報等の表現のガイドラインの周知、情報の表示に関する配慮	人権侵害及び固定的性別役割分担意識に係わる公的広報の手引きを周知します。	秘書広報課 男女共同参画課

(4) 人権の尊重についての啓発

人権の尊重は、男女共同参画の根幹をなすものです。あらゆる機会をとらえて広報等を活用しながら啓発を行うとともに、関係機関が協力連携して、人権学習講座や講演会等を実施します。

具体行動	取組内容	担当課
人権についての意識啓発	公民館等による人権学習講座や講演会を実施します。	公民館 生涯学習・スポーツ課 男女共同参画課
	各保育所、認定こども園※において、お手伝いの楽しさ、友だちを大切にすること、命を尊ぶ心を育みます。	子育て支援課

具体的課題2 男性にとっての男女共同参画の推進

重点★

男女共同参画を推進するには、男性の意識改革が必要です。

男性にとっても生きやすい社会を目指し、男性の働き方の見直しや固定的性別役割分担意識の解消を目指します。

○ 課題解決の方向・具体行動

(5) 家庭、地域、職場における慣習やしきたりの見直し

“固定的役割分担意識※”に基づく家庭、地域、職場の仕組や概念や価値観を見直すため、男性の意識が変わるよう、広報等の情報媒体を活用して継続的に働きかけを行います。また、男女がさまざまな場面に積極的に参画できるよう情報発信を行います。

具体行動	取組内容	担当課
効果的な啓発活動	FM ラジオやケーブルテレビ等を利用して男女共同参画に関する広報・啓発を行います。	秘書広報課 男女共同参画課
家庭、地域、職場への社会慣行見直しの働きかけ	社会慣行の見直しに関して、家庭、地域、職場に働きかけを行い、研修会及び学習会を推進します。	ムトスまちづくり推進課 公民館 男女共同参画課

(6) 男性の家事・育児・介護への参画の促進

子育てや介護が特定の人への負担となる傾向がみられます。世帯全体での支えが必要となります。

特に、家庭においては男性が自ら家事、育児、介護等に関わり、責任を果たすことが求められています。

具体行動	取組内容	担当課
自立を高める家事技術等の習得支援	男性の料理教室等を開催し、家事技術の習得を支援します。	長寿支援課 公民館
育児における男女共同参画の推進	パパママ教室・講座等を開催します。男性向け子育てガイドブック「いいだパパナビ」を作成配布します。	保健課 公民館 子育て支援課

具体的課題3 国際理解と多文化共生の推進

日本人、外国人を問わず人権を尊重することは、男女共同参画の基本です。

男女共同参画社会を推進するためにも、国際的視野に立った多文化共生の取組を推進します。

○ 課題解決の方向・具体行動

(7) 国際社会の動向の把握

男女共同参画社会の実現に向けた国際社会のさまざまな取組みについて、国際的動向を把握するとともに、人権等に関する資料や情報の収集をします。

また、国レベルの会議である「日本女性会議」に参加し、ここで得た情報を女性団体等の活動に還元するとともに、広く市民にも提供し情報の共有を進めます。

具体行動	取組内容	担当課
国際社会の動向の把握	国際社会の情報を収集します。 日本女性会議等への参加を通じた情報を女性団体等の活動に還元する等、情報の共有を図ります。	男女共同参画課

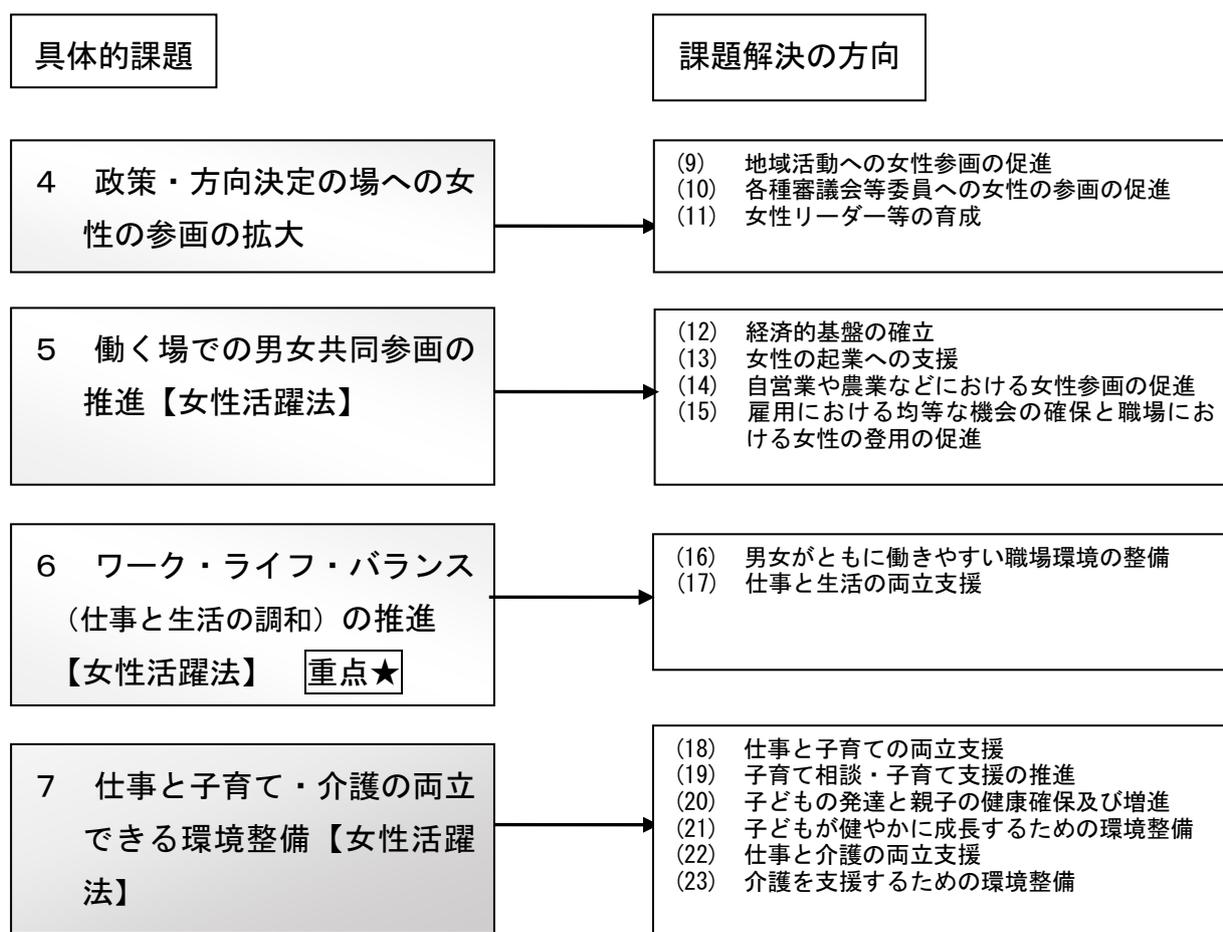
(8) 多文化共生社会の理解促進

平成24年3月に策定し、平成29年3月に改訂した「飯田市多文化共生社会推進計画※」に基づき、関係機関と連携して、外国人住民の人権等に配慮した“ともに歩む社会づくり”を推進し、「小さな世界都市※」の実現を目指して「多文化共生社会※」の理解を進めます。

具体行動	取組内容	担当課
外国人の定住生活の支援	外国人相談窓口を設置し、各種相談に対応します。 通知文書の翻訳などにより適時適切な情報提供に努めます。 外国人児童生徒が安心して小・中学校で学ぶことができるよう支援します。 市内で日本語教室を実施するなど外国人住民の学習支援を行います。また、日本語支援者の育成等に努めます。 外国人集住都市会議に参加し、地域の課題を国や関係機関へ提言します。 地域行事等を通じて相互理解を図ります。	公民館 学校教育課 中央図書館 福祉課 ムトスまちづくり推進課 男女共同参画課
安全・安心で豊かな交流のまちづくり	訪れた人々が安全・安心に過ごし交流できる環境づくりに努めます。 関係機関等と連携して、外国人住民との交流事業や意識啓発のための事業を企画運営します。 市民に対して外国の文化や言語を学ぶ機会を提供します。	観光課 危機管理室 公民館 中央図書館 学校教育課 男女共同参画課

基本課題Ⅱ 男女がともに参画できる社会環境づくり

男女が社会の対等な立場の構成員として共同参画し、男女ともに働きやすく、女性はその意志により能力が発揮しやすい環境づくりを進めます。仕事と生活の調和を図り、家庭や地域の責任を互いに分担し合う男女共同参画社会の形成をめざします。



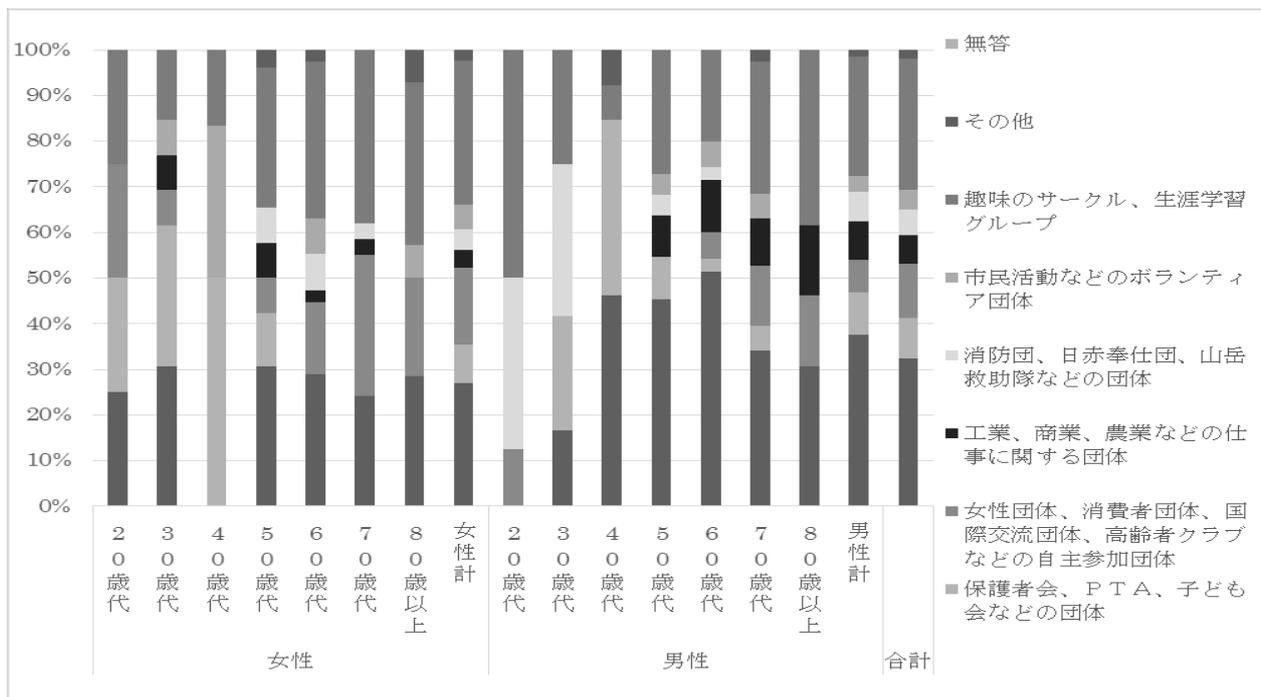
○ 現状と課題

地域活動への参画状況

市民意識調査によれば、地域活動の参加状況は、男性の43.8%、女性の38.1%が「参加している」との答えており、女性のほうが、地域活動に参加していない状況にあります。

また、まちづくり委員会など公に係る地域活動に参加している割合は、男性が35.0%、女性が20.3%となっています。

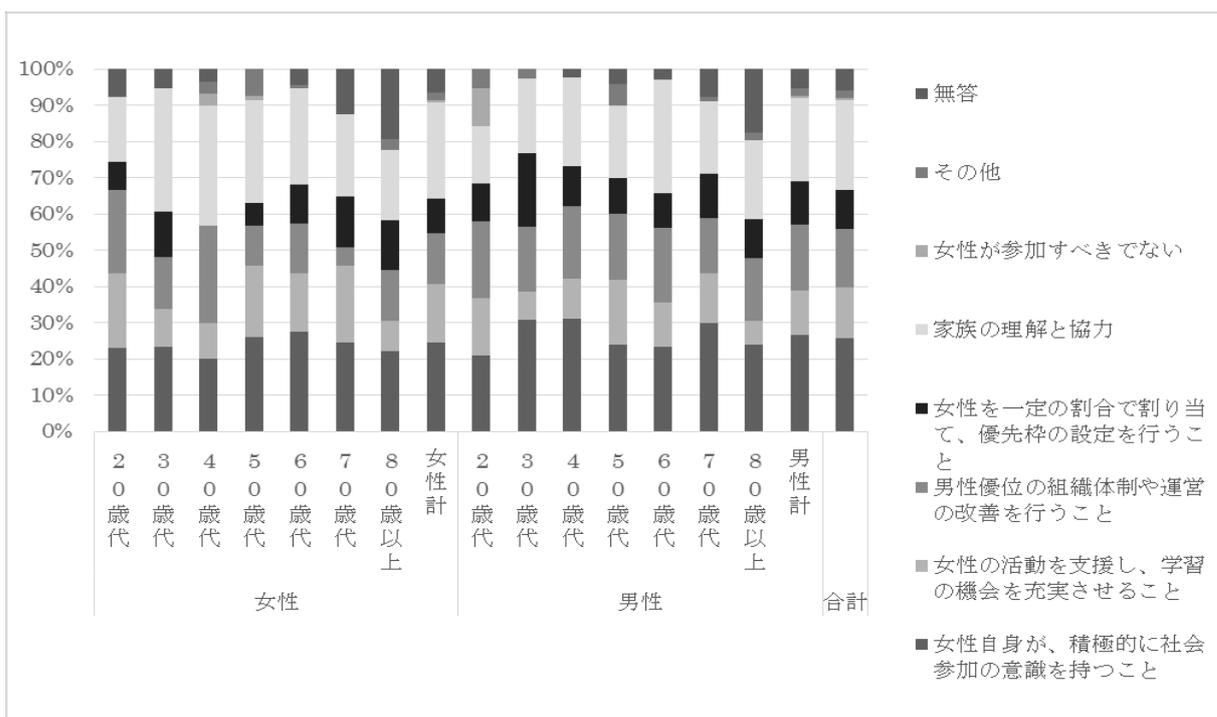
問 あなたが、地域の団体やサークル、クラブ活動に参加している団体は



地域活動に参画推進

『女性が地域活動等への方針決定の場へ積極的に参画していくために何が重要だと思いますか』との設問に対して、「女性が積極的に意識を持つ」と回答した人は 25.6%となっています。次いで「家族の理解と協力」が 16.0%、「男性優位の体制や運営の改善」が 14.2%、「女性の活動支援・学習の充実」が 14.2%となっています。

問 女性が地域活動等への方針決定の場へ積極的に参画していくために何が重要だと思いますか。(3つまで複数回答)



審議会・委員会等への女性の登用率

市の各種審議会・委員会等の女性の登用率については、30%という目標を掲げてきましたが26.9%となり微減傾向が続いています。

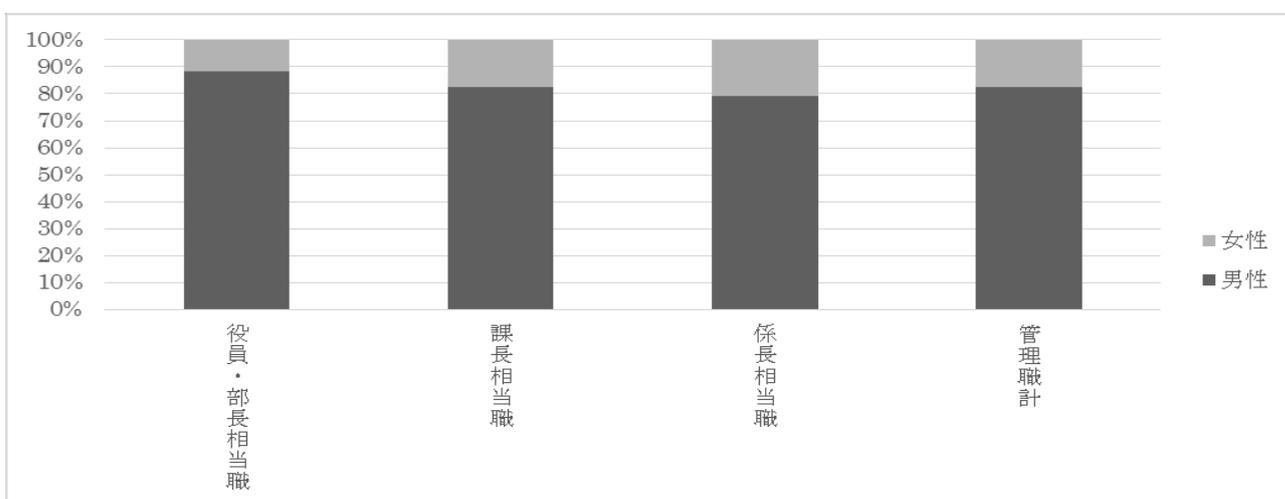
地域協議会やまちづくり委員会等※の役員の女性の登用率は30%を超えてきましたが、主導的な役職への登用はまだ低い状況にあります。

企業の女性管理職登用率は17.4%

企業実態調査によれば、管理職における男女比は、依然として男性が多く、女性管理職の割合は17.4%となっています。

平成23年と比較すると、0.9ポイント増加しています。

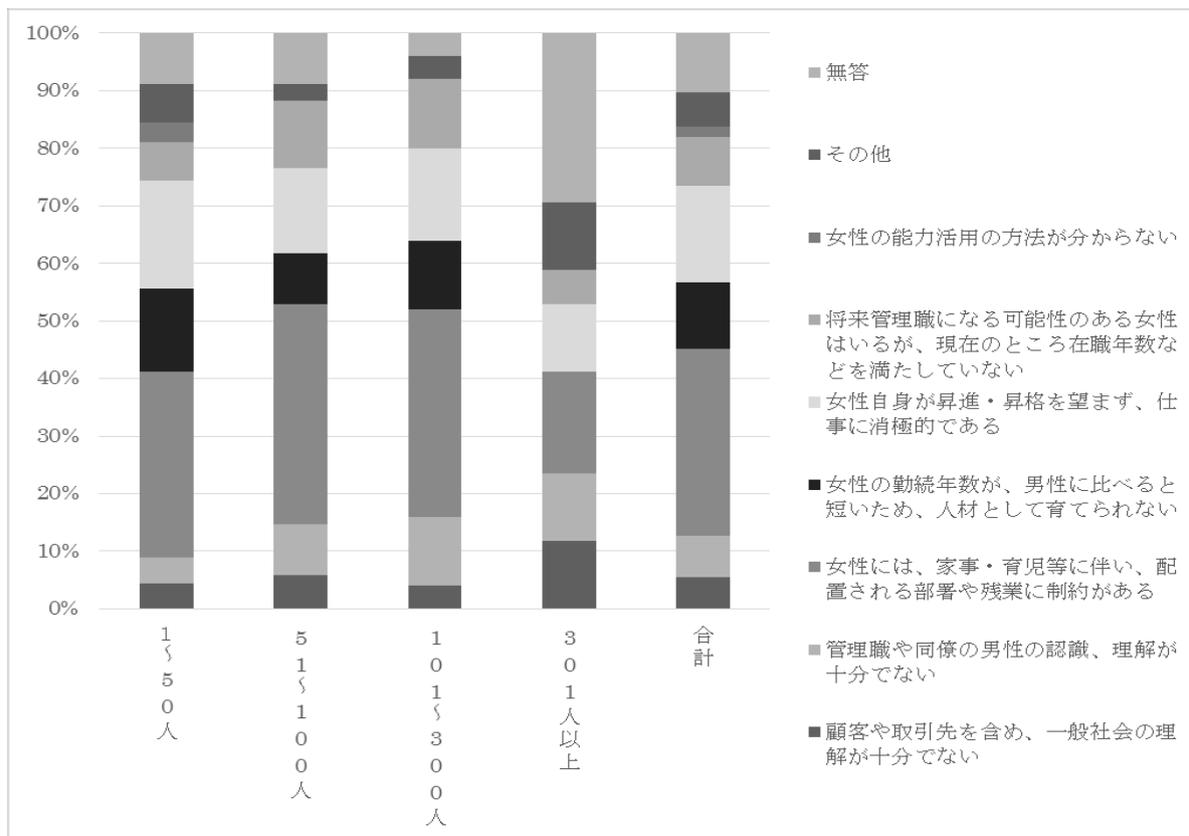
問 女性管理職の状況



企業の女性活用にあたっての課題

企業実態調査によれば「女性従業員を活用するにあたって課題は何ですか」という設問に対して、32.5%が「家庭責任を考慮する必要あり」と回答しています。次いで、「女性自身が消極的」「勤続年数が男性と比べて短い」と続きます。

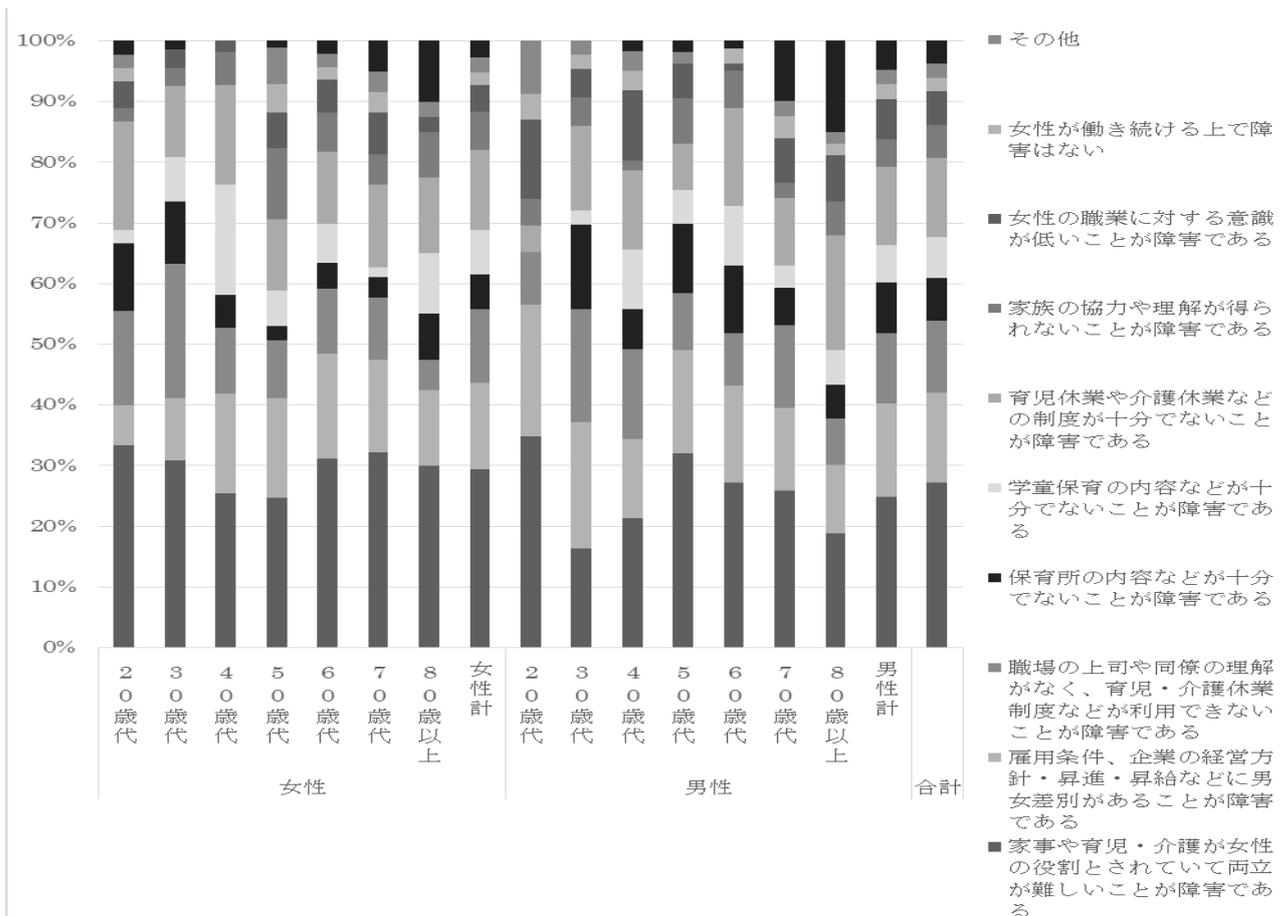
問 女性従業員活用にあたっての課題



女性が働き続けられるために必要な社会環境づくり

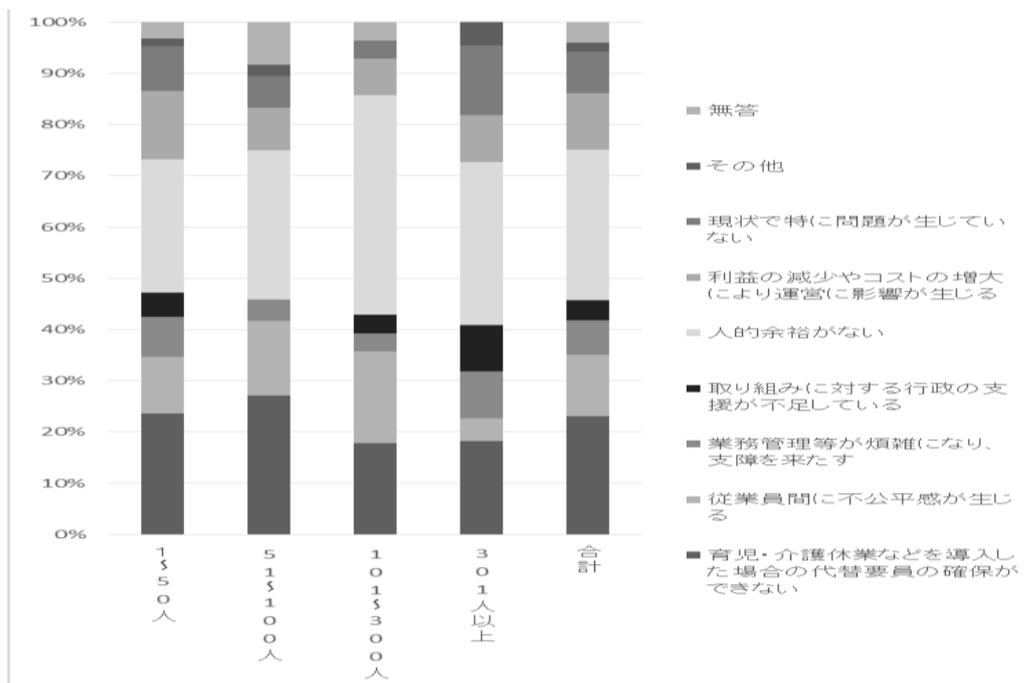
市民意識調査によれば、女性が働き続ける上での障害として、「家庭との両立が難しい」「雇用条件・昇進などの男女差」「育児休暇・介護休暇制度が不十分」などが挙げられています。きめ細かな子育てや介護の支援施策の展開と職場における意識改革が必要です。

問 あなたは、女性が働き続ける上で、障害となるものは何だと思えますか。(3つまでの複数回答)



ワーク・ライフ・バランス※を推進するための課題

企業実態調査によれば、「ワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）」を推進するための課題として 29.3%が「人的余裕がない」、23.1%が「代替要因の確保ができない」と回答し、「不公平感が生じる」「コスト増大による影響」と続いています。



具体的課題4 政策・方向決定の場への女性の参画の拡大

行政、教育や地域活動など、様々な分野において女性が政策・方針決定過程に参画※することを促します。

○ 課題解決の方向・具体行動

(9) 地域活動への女性参画の促進

地域活動に、女性が積極的に参画※できるようにするため、地域に対して働きかけを行います。

男女共同参画の推進に関する取り組みを積極的に行っている市民団体を表彰します。

具体行動	取組内容	担当課
地域活動への女性参画促進	各地区における文化・スポーツサークル活動等の支援を通じて、地域活動における女性参画を促進します。	公民館
地域自治組織への女性参画促進	まちづくり委員会等※の活動など、自治振興センターを通じて地域自治組織※に働きかけを行います。	ムトスまちづくり推進課 男女共同参画課
女性の役員就任の促進	役員改選時に啓発活動をおこない、女性の役員就任を促進します。	ムトスまちづくり推進課
市民団体表彰	男女共同参画に積極的に取り組んでいる市民団体を表彰します。	男女共同参画課

(10) 各種審議会等委員への女性の参画の促進

市の各種審議会や委員会等の委員登用に際しては、性別に偏らない多様な意見を反映させるため、ポジティブ・アクション※など女性の登用率を高める配慮をし、女性委員の比率を30%以上にするとともに、構成メンバーで一方の性が70%以上にならないように配慮します。

また、同一人による兼任の解消、団体推薦や役職指定の見直し、公募方式による登用を促進して、方針決定の場への女性参画が進むように働きかけます。

具体行動	取組内容	担当課
審議会・委員会等への女性委員の登用	委員登用の際、各部署で男女共同参画に取組めます。	全庁
同一人に役職が偏らない配慮、公募方式による登用	「同一人による3審議会以上の就任をしない。」「できるだけ公募方式により委員選出する。」ことを、庁内と関係機関に周知徹底します。	総務文書課

(11) 女性リーダー等の育成

男女共同参画社会の実現や男女が共同した取組を推進するうえでは、女性リーダーやキーマンの理解や役割が重要です。男女共同参画社会についての講座や学習会の開催等により、女性リーダー等の育成を図ります。

また、女性団体の活動支援や交流会を通して、女性リーダー等の育成を図ります。

具体行動	取組内容	担当課
女性団体活動支援を通じたリーダー等育成	男女共同参画社会に関する講座や学習会の開催や、国や県が主催する養成講座への参加を促します。 女性団体の研修会や交流会等、活動支援を通して、女性リーダー等の育成を図ります。	生涯学習・スポーツ課 公民館 農業課 男女共同参画課

具体的課題5 働く場での男女共同参画の推進【女性活躍推進】

男女がともに雇用の機会、就労条件、昇進などが均等に与え、働く場において個人の能力が発揮されて、男女がともに活躍できるような職場づくりを推進します。

また、自営業などにおける女性の活躍や女性の起業を支援します。

積極的な取り組みを行った事業者を表彰します。

○ 課題解決の方向・具体行動

(12) 経済的基盤の確立

自営業者の経営の安定化や労働環境の改善を図るため、農業の分野では家族経営協定※制度などの活用により、経営方針の明確化や計画的な生産活動の推進、労働時間や休日の適正な管理や労働に対する適正な評価等を行える職場づくりを推進します。

具体行動	取組内容	担当課
男女がともに主体的に生産や経営に参画するための情報や学習機会の提供	家族経営協定※を推進します。	農業委員会事務局
	研修会、公開講座等を実施します。	工業課

(13) 女性の起業への支援

ビジネスにおける女性の活躍を図るため、女性の起業支援などを推進します。

具体行動	取組内容	担当課
女性の起業支援のための情報や学習機会の提供	女性のビジネスにおける活躍を図るため、関係機関や団体等と連携した起業セミナーなど学習機会を提供するとともに、情報提供等を図ります。ビジネスや起業に関する図書の充実を図ります。	商業・市街地活性化課 工業課 産業振興課 金融政策課 中央図書館

(14) 自営業や農業などにおける女性参画の促進

生産活動や経営において、男女がともに積極的に参画するため、技術や経営力の向上を図るための研修会、学習機会を提供します。

また、農業や商工サービス業の各種グループ等の地域活動の支援を通じて、女性参画を推進します。

具体行動	取組内容	担当課
男女がともに農業経営や地域活動に参画するための情報や学習・交流機会の提供	農村生活マイスター飯田支部や農村女性ネットワークいいだの活動等を支援します。	農業課
男女がともに生産や経営に参画するための学習機会の提供	技術や経営力の向上のための研修会や、講座等を開催します。	工業課 産業振興課

(15) 雇用における均等な機会の確保と職場における女性の登用の促進

事業者に対し、募集や採用などの雇用や、配置や昇進などの人事、職場環境における男女の対等な機会と待遇が確保されるよう、男女雇用機会均等法※次世代育成法※女性活躍推進法※の徹底を図るため、情報提供等を行うとともに、研修会や学習会等を開催します。

また、飯田市の取組や事業において、男女共同参画が反映されるように、職員の意識啓発を推進します。能力や適性に応じた女性登用を促進します。

具体行動	取組内容	担当課
雇用における均等な機会の確保と女性登用の促進について事業者への働きかけ	雇用における均等な機会の確保と女性登用の促進に関する研修会等を開催します。	男女共同参画課 産業振興課
市職員の意識改革、能力開発	女性職員の職域拡大や管理職登用を促進します。	人事課
	男女共同参画計画庁内推進委員会を設置して、飯田市男女共同参画計画を推進し、市職員の意識啓発を進めます。	男女共同参画課

具体的課題6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
【女性活躍推進】重点★

長時間労働の是正や休暇を取りやすい環境を進め、仕事と家庭生活の充実を進めるとともに、文化的活動や地域活動への参加を男女ともできるように促します。

ワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）の推進により、家庭生活、企業、組織、地域において男女がその責任を分かち合えるように支援します。

○ 課題解決の方向・具体行動

(16) 男女がともに働きやすい職場環境の整備

労働環境の整備を事業者へ働きかけるとともに、ワーク・ライフ・バランス※セミナーを開催します。また、男女共同参画の推進に関する取り組みを積極的に行っていると認められる事業者を表彰します。

就業希望者に各種情報の提供を行います。

具体行動	取組内容	担当課
労働環境の整備に関する事業者への働きかけ	ワーク・ライフ・バランス※推進に関する情報を提供するとともに、取組の先進事業所を取材、紹介します。	男女共同参画課 産業振興課
	事業者表彰を行います。	男女共同参画課
就業における情報提供や就業支援	就業に関する情報を提供します。	産業振興課

(17) 仕事と生活の両立支援

仕事と家庭生活を両立することができるよう、市民や事業主等に対し、情報や研修の機会を提供します。

そのためには、法や制度が周知され、職場において母性が尊重され、女性が在職しながら安心して出産することができ、そして男女がともに必要な時に育児休暇や介護休暇を取得することができる職場環境となるよう働きかけます。

具体行動	取組内容	担当課
法や制度の周知	事業者や市民に対し、育児・介護休業法※について広報・啓発を行います。 次世代育成支援対策推進法※女性活躍推進法※について広報・啓発を行います。	男女共同参画課 産業振興課 工業課 子育て支援課
	ワーク・ライフ・バランス※について、事業者・市民等に広報・啓発を行います。	男女共同参画課 産業振興課 工業課 子育て支援課

**具体的課題7 仕事と子育て・介護の両立できる環境整備
【女性活躍推進】**

仕事をしながら、男女ともに子育てや介護との両立ができるように環境整備を進めます。事業者により育児・介護制度の運用を働きかけ、男女が育児や介護を行いながら、安心して働き続けることができるよう、法律や制度について、事業者・市民等に広報・啓発を行います

(18) 仕事と子育ての両立支援

子育て中の男女が、仕事と家庭生活を両立することができるよう、保育事業を推進します。

具体行動	取組内容	担当課
保育事業の推進	通常保育のほか、乳児保育、未満児保育、延長保育、障がい児保育、一時預かり保育、休日保育、病児保育などの各種の特別保育事業を推進します。	子育て支援課
児童育成の充実	子育て応援プランに基づき放課後児童クラブの定員を増員します。	学校教育課

(19) 子育て相談・子育て支援の推進

子育ての不安や悩みに寄り添い、様々な子育て支援制度によるサポートによって、妊娠期から18歳までの途切れない相談支援体制を推進します。

また、乳幼児の親子が集い、楽しく子育てを学ぶ場を提供します。

具体行動	取組内容	担当課
途切れない子育て相談支援の提供	途切れない子育て相談支援体制を推進します。 育ちにくさ・育てにくさに悩む親子の発達相談支援を行います。 子育て支援に関する情報の広報・啓発を行います。	子育て支援課
親子交流による子育てを学ぶ場の提供	子育て応援センター（ゆいきっず）や、地域子育て支援拠点事業（づどいの広場）での親子交流により、子育てを学ぶ場を提供します。	子育て支援課

(20) 子どもの発達と親子の健康の確保及び増進

子どもの健やかな発達を支えるために、食育により健全な心身を育てます。

具体行動	取組内容	担当課
食育活動の推進	親子料理教室、ぱくぱくキッチン等を開催し、食育活動を推進します。 学校、保育所等における農業体験を通じた食育活動を推進します。	保健課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課 農業課

(21) 子どもが健やかに成長するための環境整備

子どもの社会性や自立心を育むため、子どもたちが自ら企画・運営できる活動や居場所を作るなどの環境整備を推進します。

具体行動	取組内容	担当課
子どもたちが自ら取り組む活動の推進	子どもたちが自ら取り組み、活動できるように環境の整備を支援します。	学校教育課 生涯学習・スポーツ課 公民館

(22) 仕事と介護の両立支援

介護中の男女が、介護離職にならず仕事と家庭生活を両立することができるよう、市民やに対し、介護に係る相談・支援体制について情報提供します。

具体行動	取組内容	担当課
介護支援制度の情報提供	介護保険制度の利用により、仕事と生活が両立できるように情報提供を行います。	長寿支援課
介護における男女共同参画の推進	制度普及と相談体制の確保により、男性の介護への参画を推進します。	長寿支援課

(23) 介護を支援するための環境整備

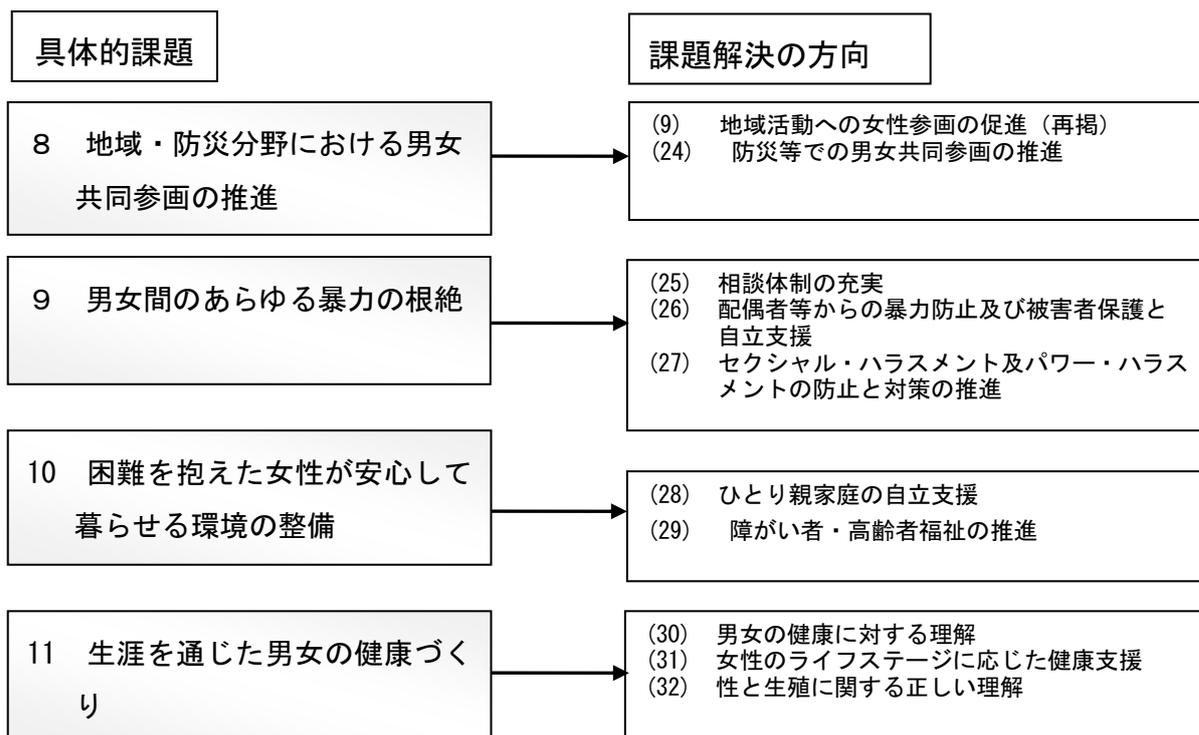
在宅介護サービスを安定的に提供できるよう、支援体制を整えます。

具体行動	取組内容	担当課
介護保険制度の安定的な運営	在宅介護サービスを安定的に提供できる制度運営により、介護を行う男女ともに仕事と生活の両立が図られる環境を整えます。	長寿支援課

基本課題Ⅲ 安全・安心な社会づくり

災害時には、平常時の固定的な性別役割分担意識が際立つため、日ごろからの男女共同参画社会の推進が重要です。男女が力を合わせて安全・安心な地域づくりに取り組むことが求められています。

だれもが安心して健やかに暮らせる社会を目指し、男女間の暴力の根絶や性を尊重した健康づくりを推進します



○ 現状と課題

防災での男女共同参画の必要性

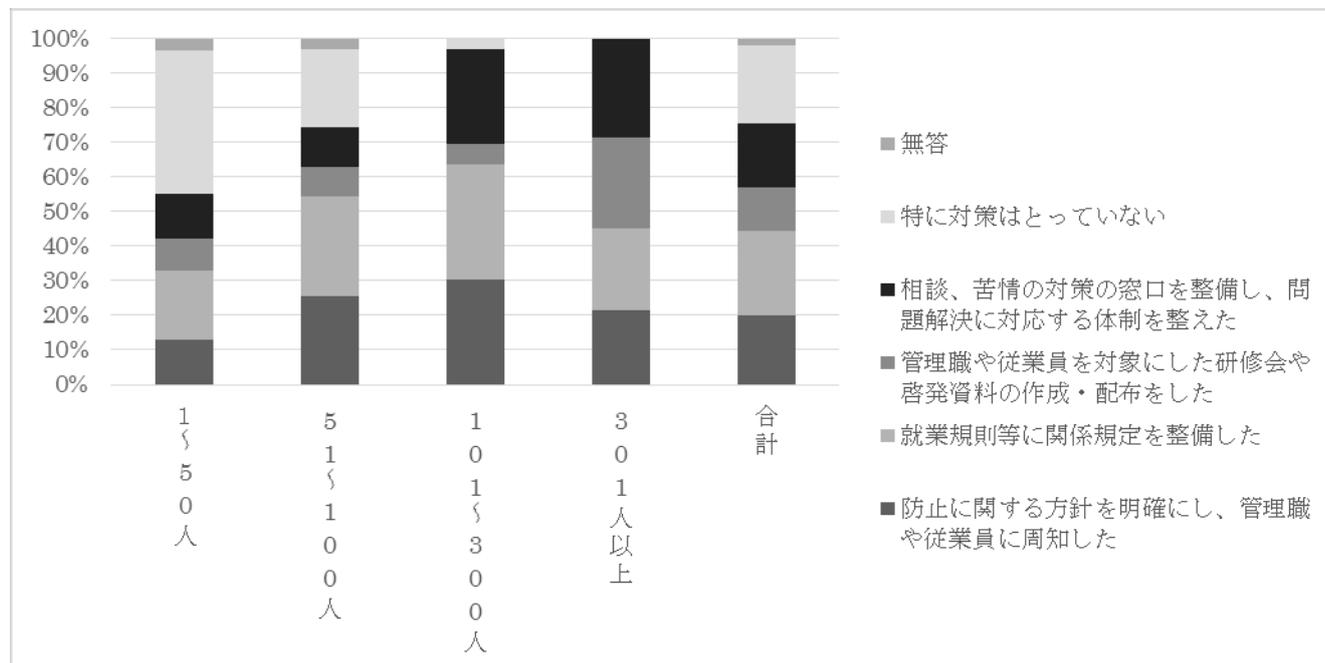
平成23年3月の東日本大震災や平成27年4月の熊本の地震、また度重なる台風や豪雨など多くの災害に我が国は見舞われています。日ごろから男女が地域活動に協力して取り組み、災害時に備えていく必要があります。

また、避難時や復興の過程において男女のニーズの違いを的確に把握し、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立することが必要です。

職場のハラスメント防止

企業実態調査によると、「セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント等の防止策をとっていますか」との設問に対して、75.4%が何らかの対策をとっているとの回答でしたが、「対策なし」も22.6%あり、特に従業員規模50人以下の企業のうち41.2%が「対策を取っていない」と回答しています。

問 セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント等のいやがらせ行為防止のための対策をされていますか。



ひとり親家庭の増加など困難を抱えた女性への支援

単身世帯やひとり親家庭が増加する中で、ほとんどの年代で女性のほうが貧困の課題が大きくなっています。

ひとり親家庭では、仕事と子育ての両立がより困難な状況にあり、十分な所得が得られない事例も多く、子育てにも一層の支援が必要な状況があります。

生涯を通じた健康づくり

男女が自らの心身の健康の保持及び増進に努めるよう支援し、健康長寿をさらに進める取組が引き続き重要です。

男女の身体的ちがいを認め、お互いを尊重し健康に対する理解を深めることが、成長の過程から重要となっています。

具体的課題8 地域・防災分野における男女共同参画の推進

地域の中で女性が果たしている役割は大きいものがあります。女性が地域の様々な分野で活躍できる環境を整備することが、だれもが住みやすい、安全で安心な地域社会を構築することにつながります。飯田市地域防災計画、各種マニュアル等に女性の視点を取り入れ、意識の向上に向けた啓発活動を推進します。

(9) 地域活動への女性参画の促進（再掲載）

女性が地域の様々な分野で活動できる環境を整備することが、だれもが住みやすい、安全で安心な地域社会を構築することにつながります。地域活動において、女性がさまざまな場面で積極的に参画できるよう、働きかけを行います。

具体行動	取組内容	担当課
地域活動への女性参画促進	飯田市赤十字奉仕団や女性消防団員の活動を支援します。	危機管理室
	防災訓練等を通じて女性の参画を促進します。	ムトスまちづくり推進課

(24) 防災等での男女共同参画の推進

飯田市地域防災計画を策定する際に、男女共同参画の視点を取り入れることにより、災害時に、迅速且つきめ細やかな対応が可能となります。

また、地域の復興においても、男女が力を合わせて取り組むことが求められています。

具体行動	取組内容	担当課
防災等での男女共同参画	災害時の男女のニーズの違い等に配慮した上で、男女共同参画の視点から、防災・減災活動を推進します。	危機管理室
	災害時助け合いマップの更新を推進します。	福祉課

具体的課題 9 男女間のあらゆる暴力の根絶

男女間のあらゆる暴力の根絶に関する意識啓発を行い、性別による権利侵害を防止するとともに権利侵害に対する相談体制を整えます。被害者保護と自立支援に取り組みます。

○ 課題解決の方向・具体行動

(25) 相談体制の充実

潜在化しがちな女性への暴力について、相談者が相談しやすいような体制づくりを行います。また、離婚などの相談内容に応じた対応が十分にできるように、各関係機関との連携を強化します。

具体行動	取組内容	担当課
相談体制の充実	女性相談を実施します。	子育て支援課
	女性のための法律相談を実施します。	男女共同参画課
	人権擁護委員による人権相談所の案内と広報を行います。	男女共同参画課

(26) 配偶者等からの暴力防止及び被害者保護と自立支援

男女間の暴力根絶に関する意識啓発を行います。

配偶者等からの暴力防止及び被害者保護と自立支援にあたります

具体行動	取組内容	担当課
暴力根絶に向けての意識啓発	暴力根絶に向けての意識啓発を行います。	子育て支援課 男女共同参画課
暴力防止及び被害者保護と自立支援	DV※相談を実施します。 DV※被害者の支援と関係機関との連携を行います。	子育て支援課

(27) セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止と対策の推進

セクシャル・ハラスメント※及びパワー・ハラスメント※の防止のため、広報・啓発に努めて、関係機関と連携を図ります。また、その対策に取り組みます。

具体行動	取組内容	担当課
セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に関する意識啓発を行い、その対策を推進	セクシャル・ハラスメント※及びパワー・ハラスメント※を防止するため、広報・啓発に努めて、関係機関と連携を図ります。	産業振興課 男女共同参画課
	市職員のセクシャル・ハラスメント※及びパワー・ハラスメント※についての理解とその防止のための研修を行います。	人事課

具体的課題 10 困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭をはじめ、障がいがあることや高齢単身世帯などにより困難な状況におかれている女性が安心して暮らせる環境の整備を進めます。

(28) ひとり親家庭の自立支援

依然として、ひとり親家庭は増加する傾向にあり、また、非正規雇用が多いなどの状況が見られます。引き続き、ひとり親家庭の安定的な就労・自立への支援を推進します。

具体行動	取組内容	担当課
ひとり親家庭の自立支援	母子・父子家庭相談を実施します。 児童扶養手当を支給します。 ひとり親家庭の自立や就労を支援します。	子育て支援課
途切れのない支援体制の整備	次世代育成支援行動計画※に基づく支援を推進します。	子育て支援課 保健課 福祉課 学校教育課

(29) 障がい者・高齢者福祉の推進

障がいがあることや高齢者単身世帯などにより困難な状況におかれている女性が安心して暮らせるよう支援します。

具体行動	取組内容	担当課
共生社会の推進	障がい及び障がい児・者に対する正しい理解を深めるとともに、障がいを理由とした差別や虐待を受けることがないように、障がい児・者の権利擁護を推進します。 障がい者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築します。	福祉課
高齢者福祉の推進	在宅福祉サービスを提供し、安心して暮らせるよう支援します。	長寿支援課

具体的課題 1 1 生涯を通じた男女の健康づくりの促進

健康長寿に向けて、男女それぞれの特性に応じた健康づくりに取り組みます。特に女性は、特有の病気に対するリスクを持っています。

幼児期から、男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、お互いの人権を尊重できるよう取り組みます。

○ 課題解決の方向・具体行動

(30) 男女の健康に対する理解

男女の健康に関する情報として、H I V、薬物乱用防止等について理解できるよう学習機会を提供します。

具体行動	取組内容	担当課
健康に対する情報提供	H I V、薬物乱用防止等の健康に関する問題について、広報・啓発を行います。	保健課

(31) 女性のライフステージに応じた健康支援

健診についての広報・啓発を行い、女性の健康支援を行います。

具体行動	取組内容	担当課
女性の健康支援	健診について広報・啓発し、女性の健康支援を行います。 健康講座を開催します。	保健課 公民館

(32) 性と生殖に関する正しい理解

家庭、地域、学校、職場などにおいて、性に関する正しい知識を普及します。

女性が自分の意志で生むか生まないかを選ぶ自由、両性にとって安心できる性生活、妊娠・出産、子育て、(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※)に関する知識や情報を提供します。

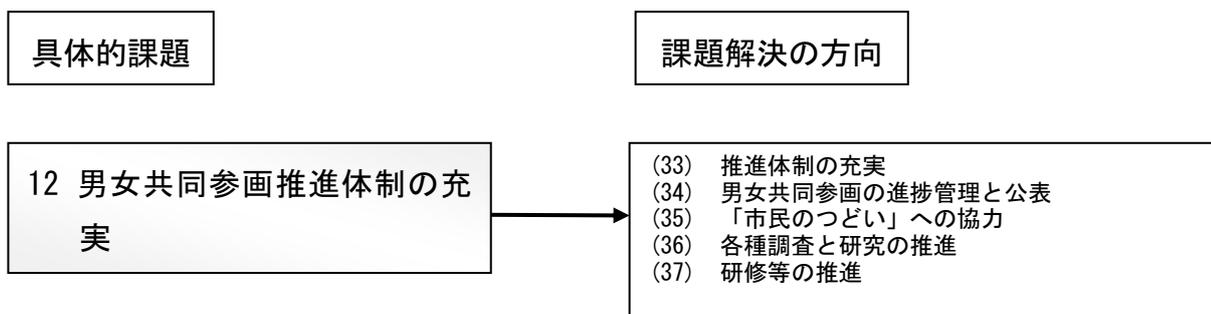
中学生や高校生に対して、乳児とのふれあい体験等の学習機会を提供して、生命の尊さや母性・父性について学ぶ機会を提供します。

学校においては、児童生徒の発達段階に応じた生命・性・心に関する学習機会を提供し、正しい性教育の充実を図ります。

具体行動	取組内容	担当課
性と生殖に関する正しい知識の普及	乳幼児学級を実施します。 ふれあい体験学習を行います。 妊娠適齢期に関する資料配布、不妊や不育症の相談を実施します。	公民館 保健課
	小学校高学年を中心とした保健の授業による学習を推進します。	学校教育課
	広報・啓発を行い、研修会等を実施します。	保健課 男女共同参画課

基本課題Ⅳ 男女共同参画推進体制の充実

男女共同参画の意義が正しく理解され、誰もが自分の意思と能力に応じて、さまざまな場へ参画することのできる男女共同参画社会の形成をめざします。



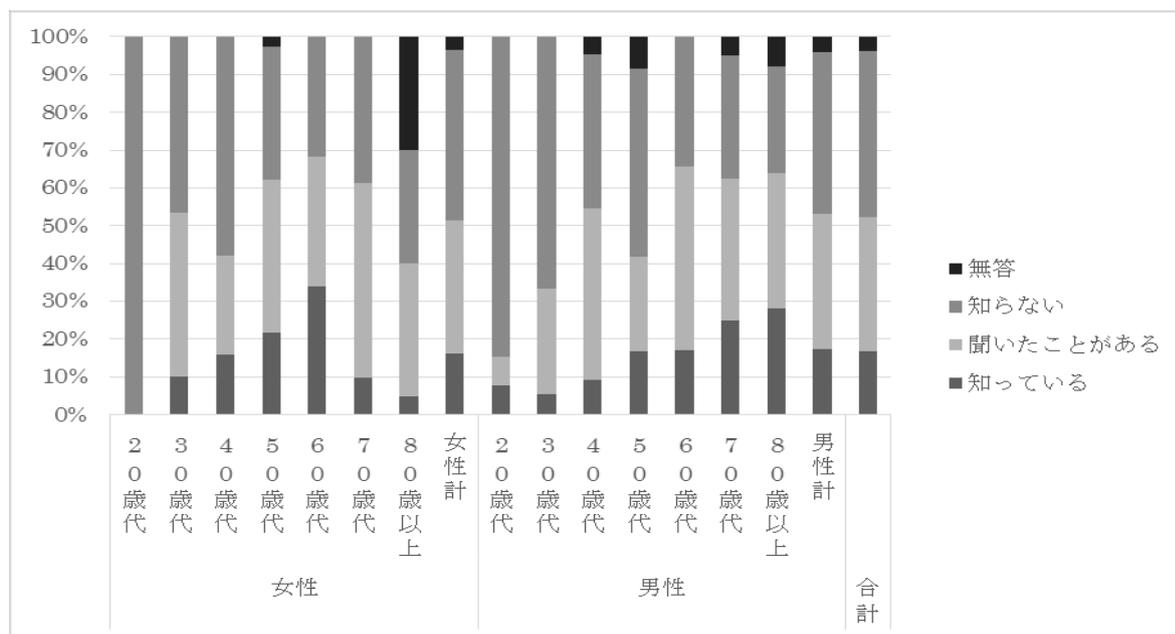
○ 現状と課題

飯田市男女共同参画計画の認知度

市民意識調査の、『飯田市男女共同参画計画を知っていますか』という設問に対して、「知っている」「聞いたことがある」という回答が 52.3%となり前回調査時より、16.8ポイント増加しました。

男女共同参画計画について、正しく理解していただくよう、市民への情報提供や広報活動をより充実させる必要があります。

問 「飯田市男女共同参画計画」を知っていますか



具体的課題 12 男女共同参画推進体制の充実

計画の推進のためには、行政と市民、事業者及び教育関係者が協働して取り組むことが必要です。推進体制を整え、進捗管理を行います。

○ 課題解決の方向・具体行動

(33) 推進体制の充実

市民が自ら推進する体制を構築するため飯田市男女共同参画推進委員会を設置し推進に取り組みます。市役所内では男女共同参画計画推進庁内委員会を組織し、推進に取り組みます。

課題により、関係部署や関係組織と連携し、推進に取り組みます。

具体行動	取組内容	担当課
市民組織としての推進体制	飯田市男女共同推進委員会にて推進に取り組みます。	男女共同参画課
市役所内の推進体制	男女共同参画計画推進庁内委員会を中心に男女共同参画を推進します。	全庁 男女共同参画課
関係部署との連携体制	課題により、関係部署との連携を図り、推進体制を整えます。	男女共同参画課

(34) 男女共同参画計画の進捗管理と公表

年度ごと男女共同参画計画の実施状況を把握し、計画の進捗管理を行うとともに、その結果について公表します。

具体行動	取組内容	担当課
男女共同参画計画の進捗管理	飯田市男女共同参画推進委員会及び男女共同参画計画推進庁内委員会にて計画の進捗状況を管理し、年度ごとの課題に対応します。	男女共同参画課
男女共同参画計画の実施状況の公表	男女共同参画計画の実施状況の公表をします。	男女共同参画課

(35) 「市民のつどい」への協力

「市民のつどい」の開催に協力することによって、男女共同参画を推進します。

具体行動	取組内容	担当課
「市民のつどい」への協力	「市民のつどい」に協力することによって、男女共同参画を推進します。	男女共同参画課

(36) 各種調査と研究の推進

男女共同参画の推進に必要な調査及び研究を実施し、その結果を公表します。

具体行動	取組内容	担当課
男女共同参画に必要な調査研究の実施と公表	国、県などの発表資料の調査を行うとともに、市民意識調査、企業実態調査を実施します。	男女共同参画課

(37) 研修等の推進

市民の男女共同参画意識を高めるため、市民団体等へ研修機会を提供します。

また、市職員の男女共同参画意識を高め、市のあらゆる施策において男女共同参画が反映されるよう、必要な研修を行います。

具体行動	取組内容	担当課
市民団体向けの研修機会の提供	男女共同参画に関する各種の研修機会を提供します。	男女共同参画課
市職員の研修	市職員の男女共同参画に関する研修を推進します。	人事課 男女共同参画課

計画の進捗状況評価指標

本計画の推進状況を把握するため、以下の評価指標を設けます。目標値等のうち、数値で表したものは、計画期間の最終年度となる2022年度までに達成したい値です。

なお、括弧内の数値は平成28年度実施の調査結果等の値です。本計画期間中に市民意識調査・企業実態調査等を実施して、具体行動や次期計画内容に反映させます。

基本課題	具体的課題	課題解決の方向	評価指標	目標値等 (平成28年度値)
Ⅰ 男女がともに参画するための意識づくり	1 男女共同参画についての意識啓発と学習の推進	(3) 意識改革のための啓発	固定的性別役割分担意識についての正しい理解	性別役割分担を固定的に捉える人が減少 8% (11.1%)
	2 男性にとっての男女共同参画の推進 重点★	(5) 家庭、地域、職場における慣習やしきたりの見直し	家庭、地域、職場における平等意識の浸透	男女差があるとの認識が減少「男性優位」(職場) 40% (51.5%)
Ⅱ 男女がともに参画できる社会環境づくり	4 政策・方向決定の場への女性の参画の拡大	(9) 地域活動への男女共同参画の促進	市民団体表彰の応募数・推薦の累計	8団体 (5団体)
		(10) 各種審議会等委員への女性の参画促進	審議会等委員の女性委員の比率	30% (26.9%)
	5 働く場での男女共同参画の推進	(15) 雇用における均等な機会の確保と職場における女性の登用の促進	管理職に占める女性の比率	20% (17.4%)
	6 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 重点★	(16) 男女がともに働きやすい職場環境の整備	事業者表彰の応募数・推薦数の累計	15事業所 (10事業所)
(17) 仕事と生活の両立支援		企業の育児・介護休業法についての認知度	100% (85.9%)	
Ⅲ 安全・安心な社会づくり	9 男女間のあらゆる暴力の根絶	(25) 相談体制の充実	女性相談窓口の認知度	90% (80.8%)
		(27) セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止と対策の推進	企業のセクハラ防止対策	100% (75.4%)
Ⅳ 男女共同参画推進体制の充実	12 男女共同参画推進体制の充実	(34) 男女共同参画計画の進捗管理と公表	男女共同参画計画の認知度	60% (52.3%)

第3章 資料

- ・ 飯田市男女共同参画推進条例
- ・ 用語の解説

掲載予定

関係法令

策定経過

飯田市男女共同参画推進条例

平成17年12月26日

条例第126号

目次

前文

第1章総則（第1条—第10条）

第2章男女共同参画の推進に関する基本的施策（第11条—第23条）

第3章飯田市男女共同参画推進委員会（第24条・第25条）

第4章補則（第26条）

附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、また国際的協調の下に女性の地位向上に向けた様々な取組が進められてきました。また、男女共同参画社会基本法においては、少子高齢化の急激な進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくための最重要課題として、男女共同参画社会の実現を位置付けており、これに向けた総合的かつ計画的な施策の推進の重要性が示されています。

飯田市においても、これまで男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画計画を策定し、さまざまな施策を推進してきました。しかし、今もなお性別によって役割を固定的にとらえる意識やそれに基づく社会慣行は存在しており、また多くの分野において方針決定の場への参画にかたよりがみられるなど、課題が残されています。

誰もが心豊かに健康で安心して暮らせる社会の実現は、私たち市民の切なる願いですが、そうした社会を築いていくためには、市民一人

ひとりが自らの意思によって家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野における活動に積極的に参画することが必要です。

このような認識の下、市、市民、事業者及び

教育関係者が協働して男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担う

ことをいいます。

(2) 積極的格差是正措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に与えることをいいます。

(3) 市民

市内に居住する者、又は市内で働き、若しくは学ぶ者その他市内で活動するすべての者をいいます。

(4) 事業者

市内において事業を行う個人、法人その他すべての者をいいます。

(5) 教育関係者

家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる場における教育や学習に携わる者をいいます。

(6) 市民団体

地縁による団体その他の地域社会において住民の福祉の向上のための活動を行う団体をいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次の各号に掲げる基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり行われなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行を見直し、男女が自らの意思で多様な生き方を選択できるよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の

立案及び決定に共同して参画し、その利益を受けるとともに責任を担うこと。

(4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として責任を持ち、その役割を果たすとともに、それ以外の活動との両立ができるよう配慮されること。

(5) 男女が互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、互いの意思を尊重し、ともに健康な生活を営む権利が尊重されること。

(6) 社会のあらゆる分野における教育や学習において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。

(7) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含みます。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとします。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、国、県その他の地方公共団体、市民、事業者及び教育関係者と連携し、取り組むものとします。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を進めるため必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

4 市は、あらゆる教育及び学習の場において、男女共同参画社会の実現に向けた教育又は指導が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる

る分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策を理解し、協力するよう努めなければなりません。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立することができる環境の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策を理解し、協力するよう努めなければなりません。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育及び学習が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ、基本理念に配慮した教育又は指導を行うよう努めなければなりません。

(地域における男女共同参画の推進)

第8条 すべての人は、市民団体の活動において、男女共同参画を推進するよう努めなければなりません。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる場において、次に掲げる性別による権利侵害行為を行ってはなりません。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) 配偶者等男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為
- (3) セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷付け又は不利益を与える行為をいいます。）

(情報の表示に関する留意)

第10条 すべての人は、広告、ポスター、看板等公衆に表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければなりません。

- (1) 性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現
- (2) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を策定するものとします。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう努めるとともに、飯田市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとします。

4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとします。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用します。

(実施状況の公表)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施

策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとします。

(調査研究)

第13条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は施策を効果的に実施するため必要な調査及び研究を行うとともに、必要に応じてその結果を公表するものとします。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第14条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり取り組むよう配慮するものとします。

(理解を深めるための措置)

第15条 市は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる場において、市民、事業者及び教育関係者が男女共同参画の基本理念に対する理解を深められるよう、情報の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとします。

(教育及び学習の機会の充実)

第16条 市は、男女共同参画に対する関心と理解を深め、男女共同参画が定着するよう市民の学習を支援するとともに、家庭、学校、職場、地域その他の教育の場において必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(積極的格差是正措置)

第17条 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の委員等の数の均衡を図るよう努めるものとします。

(市民等の活動に対する支援)

第18条 市は、市民、事業者及び教育関係者が男女共同参画の推進に関して行う活動に対し、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うものとします。

(家庭生活における活動と他の活動との両立の支援)

第19条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活等社会における活動とを両立することができるよう、子育て及び家族の介護等において必要な支援を行うよう努めるものとします。

(事業者への支援等)

第20条 市は、事業者に対し、第15条及び第18条に定めるもののほか、雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する事業者の取り組みを促進するため、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとします。

(報告及び表彰)

第21条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する状況等について報告を求めることができます。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する取り組みを積極的に行っていると認められる事業者に対し、飯田市男女共同参画推進委員会の意見を聴いて、これを表彰することができます。

(報告及び表彰)

第22条 前条の規定は、市民団体の報告及び表彰について準用します。この場合において、前条の規定中「事業者」とあるのは「市民団体」と読み替えるものとします。

(苦情及び相談への対応)

第23条 市長は、市民、事業者及び教育関係者から、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情の申出を受けたときは、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるものとします。

2 市長は、前項の措置を講ずるに当たって必要があると認めるときは、飯田市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとします。

3 市長は、市民から性別による権利侵害に関する相談の申出を受けたときは、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとします。

第3章 飯田市男女共同参画推進委員会 (設置等)

第24条 男女共同参画を円滑に推進するため、飯田市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。

2 委員会は、この条例により付与された権限に属する事項について調査審議するほか、必要に応じて男女共同参画の推進に関する事項について調査審議し、及び市長に意見を述べることができます。

(組織等)

第25条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはなりません。

2 委員は、学識経験者、関係団体等の代表者、関係行政機関の職員及び公募に応じた

市民のうちから市長が委嘱します。

3 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

第4章 補則

(補則)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定され、公表されている男女共同参画計画は、第11条の規定により策定され、公表されたものとみなします。

(飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部改正)

3 飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例(昭和37年飯田市条例第10号)の一部を次のように改正します。

別表中 「|住居表示審議会の委員|」 を
「|住居表示審議会の委員|
|男女共同参画推進委員会の委員|」 に
改めます。

用語の解説

1 男女共同参画に関わる用語について、解説を五十音順に掲載しています。

用語	解説
育児・介護休業法	「育児休業、介護休業等育児または介護を行う労働者の福祉に関する法律」のことで、育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進することを目的としている。
家族経営協定	経営主と共同経営者である家族員が、個々人の意見を尊重し家族員の自由な意思に基づいて農業経営のやり方や生活運営について取決めを行うこと。
共働 <small>きょうどう</small>	飯田市の5年後の目指す姿を表した造語。男女が共同して働いている意味英語でいうところの“synergy”
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」などに表せるように、性別によって役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする固定的な意識のことをいう。
参画	物事を決める場に、単に「参加」するだけでなく、計画の立案の段階、決定に至るまでの相談や、論議までの場から加わることをいう。
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の流れを変えるため、地方公共団体が地域行動策定・公表するほか企業においても、従業員数に応じて、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、県労働局にその旨を届けることが義務づけられています。
ジェンダー(社会的性別)	生物学的な性別を示すセックス (sex) に対して、社会的・文化的に形成される性別をジェンダー (gender) という。
女性活躍推進法	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」のことで、地方公共団体や企業においても、従業員数に応じて、女性の雇用や管理職への登用、仕事と家庭の両立を支援する事業主行動計画の策定が義務付けられています。
女子差別撤廃条約	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の略
セクシャル・ハラスメント	性的な言動または性別による固定的な役割分担意識から生じた言動により個人に不快感若しくは不利益を与える、または生活環境を害すること。
男女雇用機会均等法	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の略
ドメスティック・バイオレンス (DV)	ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) は、女性が被害者になることが圧倒的に多いため、一般的には夫から妻への暴力、または恋人など親密な関係の男性から女性への暴力のことをいう。暴力には、身体に対する暴力のほか、言葉による精神的暴力なども含みます。
認定こども園	幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設で、就学前のこどもに幼児教育と保育を提供し、地域の子育て支援を行う施設のこと。
パートタイム労働法	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」の略

パワー・ハラスメント	職場において、地位や人間関係で弱い立場の相手に対して、繰り返し精神的または身体的苦痛を与えることにより、結果として働く人たちの権利を侵害し、職場環境を悪化させる行為をいう。
ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）	ポジティブ・アクション（positive action）とは、男女間の参画の機会の格差を改善するために、必要な範囲で、男女のいずれか一方に対し、必要な機会を与えること。積極的改善措置と同じ。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（reproductive health/rights）とは、1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。性と生殖に関する健康を保障し、子どもを産むかどうか、いつ何人産むかについて、女性が自らの意思で選択できる権利を尊重し、広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざします。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のことである。ワーク・ライフ・バランスは、男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自らの希望に沿った形で、バランスをとりながら展開できる状態のことをいう。

2 飯田市のまちづくりに関わる用語について、解説を五十音順に掲載しています。

用語	解説
飯田市多文化共生社会推進計画	飯田市で平成24年3月策定され、平成29年3月に改訂された多分化共生社会推進のための計画で、基本理念は「地球市民として、共に生きる」お互いの理解と人格の尊重・社会参加の促進・自立に向けた支援を基本方針としている。
小さな世界都市	地域の誇る伝統文化を核とし、豊かな環境と人の優しさを大切に、世界とつながり交流する文化都市。 「リニア中央新幹線開通に伴う国際化を活かして、人のつながりを大切にする風土を活かした都市」として、平成22年に南信州広域連合で策定したリニア将来ビジョンに示された。
多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きてゆくこと。
地域自治組織	地域自治区とまちづくり委員会等*の総称である。地域自治区は地域の自治を促進するため市町村の一定区域ごとに置かれ、行政サービスを提供する事務所と地域住民の意見を行政に反映するための地域住民による総合的な審議機関である地域協議会によって構成される。
まちづくり委員会等	地域課題への対応、良好な地域社会の維持向上などを目的として、自主自立の活動を行う市民が協働するための組織である。地域福祉、環境保全、防火・防犯等の事業を行う地域の市民組織は、共同して共通事業を行うことにより効果的に行うことができる。
リニア将来ビジョン	平成22年11月に南信州広域連合で策定した2027年に開通が見込まれるリニア中央新幹線の飯田駅設置を見据えた、この地域が目指すべき将来像。